

第四章 没収刑の目的

第一節 現行法と問題意識

我が国の没収刑は、その物の所有権を剥奪して国庫に帰属させる刑罰である。^①

刑法において、その対象となっているのは、「犯罪行為を組成した物」（刑法一九条一項一号。組成物件）、「犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物」（刑法一九条一項二号。供用物件、供用準備物件）、「犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」（刑法一九条一項三号。生成物件、取得物件、報酬物件）、生成物件、取得物件、報酬物件の「対価として得た物」（刑法一九条一項四号。対価物件）である。没収刑は、付加刑とされている（刑法九条後段）。また、收受された賄賂（刑法一九七条の五）を除けば、裁量的没収（任意的没収）及び裁量的追徴（任意的追徴）とされている。

これに対し、麻薬特例法や組織犯罪処罰法は、没収の対象を「財産」とし、有体物に限定していない（麻薬特例法一条、組織犯罪処罰法一三条）。また、不法財産とそれ以外の財産が混和した財産（混和財産）の没収を認めている（麻薬特例法一二条、組織犯罪処罰法一四条）。さらに、一部で必要的没収及び必要的追徴を定めている（麻薬特例法二一条一項、一三条一項、組織犯罪処罰法一三条四項、一六条三項^②）。加えて、麻薬特例法においては、薬物

犯罪収益の推定規定が置かれており（麻薬特例法一四條）、犯罪行為と当該財産の關係についての立証の負担を軽減している。

また、少年法には没取が規定されている（同法二四條の二）。没取とは異なり、刑罰ではないため、没取という用語が用いられているものの、没取対象は刑法の没取対象とほぼ同じである。

このように、我が国の没取刑は、犯罪行為がなされて有罪判決が確定することがその賦科の前提とされている。そのため、犯罪行為がなされたことが明確であったとしても、何者かに有罪判決がなされて確定していない以上、犯人が不明であったり、所在不明であつて検挙されていなかったり、死亡していたりしている場合、さらには微罪処分（刑法二四六條但書）や起訴猶予処分（同法二四八條）とされたりして有罪判決がなされていない場合には、例えば、殺人に利用された凶器としてのナイフを供用物件として没取することはできない。また、没取に類似する処分を行なうことは予定されていない。そして、正当防衛（刑法三六條一項）などによって違法性が阻却されたり、心神喪失（刑法三九條一項）によって責任が阻却されたりして犯罪不成立となり、無罪の判決がなされた場合も同様である。この点は、心神喪失者療養観察法においても変わりがない。

犯罪行為がなされたことが明確である以上、当該行為に関連する物を社会内に放置しておくことは妥当でない。また、違法性や責任が欠けるため、刑法上、犯罪が成立しなくとも、原則として違法性が推定される禁止すべき行為とされている構成要件に該当する行為が行なわれた場合も同様であると考えられる。

もつとも、こうした視点はこれまでそれほど議論されることはなかった。そもそも、没取はどのような目的を有すべきであるのか。本章では、我が国における沿革や性格を巡る議論を踏まえた上で、没取刑の目的やあり方を考察することとしたい。

第二節 没収刑の性格に関する議論

一、没収刑の実質的性格

没収刑は、形式的には刑罰である（刑法九条）。しかし、その実質的な性格について、保安処分的性格と刑罰的性格があるとされてきた。⁽³⁾ここで、保安処分的性格とは、没収対象物の持つ社会的危険性を防止するために当該対象物を除去する点をとらえたものである。また、刑罰的性格とは、犯罪行為によって獲得された財産的利益を犯罪者から剥奪する点をとらえたものである。

このような分類は、ドイツ法に影響を受けたものであると考えられる。そこで、以下では、まず、ドイツ法の没収規定について簡潔に紹介することとしたい。

二、ドイツ法の没収規定

ドイツ刑法典は、財産没収（*Einziehung*）と利得没収（*Verfall*）を規定している。⁽⁴⁾

まず、財産没収の対象となるのは、故意行為が実行された際、その実行又は準備によって生じるか、その用に供するための方法によって用に供された客体である。⁽⁵⁾

財産没収を行なうためには、原則として、①正犯者又は共犯者が判決時に当該客体の所有権又は権利を有しているか、⁽⁶⁾②当該財産の種類又はその置かれた状況のために公共に危険が生じるか、違法行為の実行の用に供せられるであろうと考えられる危険が存在しなければならぬ。⁽⁷⁾②の危険がある場合、行為者が有罪判決を受けていなくとも、財産没収はなされる。⁽⁸⁾また、例外的に法律がその適用を求める場合、③判決時に第三者が客体の所有権又は

権利を有しているときであっても、(a) 犯罪行為又は準備の用に供されることなどについて関与するに当たって、少なくとも軽率であったときか、(b) 財産没収が認められるに至る事情について知りつつ不正に客体を得たのであれば、⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾ 財産没収がなされる。

財産没収に当たっては比例原則が適用され、⁽¹¹⁾ 裁量的に科されるに留まる。

財産没収の対象となる客体が譲渡又は費消などの理由により没収ができない場合、客体の価値に相当する金額が没収される。⁽¹²⁾ それらの価値が不明であるときには、それらを推計の上、没収することが認められている。⁽¹³⁾

裁判所により財産没収が命じられた場合、判決の確定により、第三者の有する権利以外は国家に移転する。⁽¹⁴⁾

第三者が所有する財産が財産没収された場合、公正な市場価値を考慮して国庫から金銭的補償を受けることとなる。⁽¹⁵⁾ もつとも、③ (a) 軽率であったとき、⁽¹⁶⁾ (b) 知情のときに加えて、⁽¹⁷⁾ (c) 補償しないことが正当化されるときには、⁽¹⁸⁾ 補償されない。

これに対し、利得没収の対象となるのは、正犯者又は共犯者が違法行為の実行行為に対し又はその行為から得た客体 (chance) であって、被害者が請求権を行使しないものである。⁽²⁰⁾ ここで、客体とは、正犯者又は共犯者にもたらされる財産の経済的価値のあらゆる向上自体を言い、有体物だけでなく、権利も含む。⁽²¹⁾ かかる客体を第三者が得た場合も同様である。⁽²²⁾ また、利得没収の対象は、かかる客体から由来した利益にまで及ぶ。⁽²³⁾ さらに、かかる客体が譲渡されて得られたり、破壊 (Zerstörung)、損壊 (Beschädigung) 又は損耗 (Entziehung) の代償として得られたり、得られた権利に基づいて得られたりした客体についても利得没収の対象となる。⁽²⁴⁾

これらに加えて、利得没収の特別の形態として、⁽²⁵⁾ 拡張利得没収 (erweiterter Verfall) が認められている。拡張利得没収は、薬物犯罪など法律によってその適用が指示されている違法な行為が行なわれた場合、当該行為から正

犯者又は共犯者に帰属する客体が得られたことを立証できなくとも、違法行為に関して又は違法行為から得られたことが認められれば、利得没収を行なうことができるものである。⁽²⁶⁾ 特定の違法行為と特定の客体との因果関係の立証が組織犯罪などにおいて困難であることから、その立証を求めず、何らかの違法行為と客体との因果関係が立証されれば足りるとすることで、組織犯罪の撲滅を指そうとしている。⁽²⁷⁾

利得没収は、その対象者にとって不適切に苛酷である場合を除き、⁽²⁸⁾ 必要的に行なわれる。

利得没収の対象となる客体の性質又はその他の理由によって当該客体の没収ができない場合、代償として得られた客体の没収がなされない場合、得られた客体の価値に相当する金額が没収される。⁽²⁹⁾ 得られた客体の範囲及び価値並びに被害者の請求権の額が不明であるときには、それらを推計の上、没収することが認められている。⁽³⁰⁾

裁判所により利得没収が命じられた場合、判決が確定するまで暫定的に譲渡禁止効⁽³¹⁾及び譲渡以外の処分禁止効が及ぶ。⁽³²⁾ 判決の確定により、第三者の有する権利以外は国家に移転する。⁽³³⁾

このように、ドイツにおいては、故意行為における供用、生成に関する客体が財産没収の対象とされる一方、取得、報酬、対価に関する客体が幅広く利得没収の対象とされている。そして、財産没収が裁量的であるのに対し、利得没収は必要的とされている。

財産没収が故意行為に関係した財産や公共に危険をもたらす財産を剥奪しようとするのに対して、利得没収は違法行為による利得を関与者の手に残さないことを目指している。⁽³⁴⁾ 財産没収と利得没収は、その対象とする客体の性質が異なっており、その点で区別されている。その性格について見ると、財産没収が保安処分的な性格を有する一方、利得没収は刑罰的な性格を有すると言つてよい。もつとも、財産没収に関しては、故意行為が前提とされている上、裁量的であり、全ての危険な財産が没収されるわけではなく、保安処分的性格が貫徹されているとは言い難

い面がある。

三、我が国における議論

こうした法制に影響を受け、我が国の没収の物件を保安処分的性格を有するものと刑罰的性格を有するものとに峻別する見解がある。⁴⁵⁾

昭和三十六年（一九六一年）に公表された改正刑法準備草案は、付加刑的性格の強い没収、すなわち刑罰的性格の強い没収と保安処分的性格の強い没収とに分け、「犯罪行為を構成した物」(同準備草案七三条一項一号。組成物件)、「犯罪行為の用に供し又は供しようとした物」(同準備草案七三条一項二号。供用物件、供用準備物件)、「犯罪行為によつて生じた物」(同準備草案七三条一項三号。生成物件)と、「犯罪行為によつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」(同準備草案七二条一項一号。取得物件、報酬物件)、「対価として得た物」(同準備草案七二条一項二号。対価物件)を区別して規定していた。組成物件を除けば、ほぼドイツ法に倣った規定となっている。

改正刑法草案も、同じく主たる目的ごとに区別できるとして、「犯罪行為を組成した物」(同草案七四条一項一号。組成物件)、「犯罪行為の用に供し又は供しようとした物」(同草案七四条一項二号。供用物件、供用準備物件)、「犯罪行為によつて生じた物」(同草案七四条一項三号。生成物件)と、「犯罪行為によつて得た物又は犯罪行為の報酬として得た物」(同草案七五条一項一号。取得物件、報酬物件)、「生成物件、取得物件、報酬物件の「対価として得た物」(同草案七五条一項二号。対価物件)を区別して規定している。⁴⁶⁾改正刑法草案は、改正刑法準備草案とは異なり、保安処分的性格を有する没収と刑罰的性格を有する没収の条文の順序を入れ替え、生成物件の対価についても

対価物件として没収の対象とするなど若干の修正をしているもの、おおむね同じ内容となっている。

そして、組成物件、供用物件、供用準備物件、生成物件を保安処分的性格を有する没収として、保安処分的没収と呼び、取得物件、報酬物件、対価物件を刑罰的性格を有する没収として、刑的没収と呼んでいる⁽³⁹⁾。保安処分的没収については、「その物が犯人以外の者の所有に属する場合には、その物が再び犯罪行為を組成し又は犯罪行為の用に供せられるおそれがあるとき、その他保安上没収を必要とするときに限り、これを行なうことができる」とする一方（同草案七四条二項）、刑的没収については、「その物が犯人の所有に属するときに限る。但し、第三者が情を知つてその物を取得したときは、なおこれを没収することができる」とし（同草案七五条二項）、「物の全部又は一部の没収が不能であるときは、その価額を追徴することができる」とした（同草案七五条二項）。

先に見たように、没収の対象を客体の性質に応じて区別するドイツ法であれば、保安処分的性格と刑罰的性格という二つの性格の区別を貫徹することが可能となる。しかし、我が国の刑法改正に向けた議論の際には、①組成物件をはじめとする没収の対象となる物件の区別を維持したまま、②それらの物件を二つの性格に対応させる形で没収を二つに分けたのであった。このようなやり方は妥当であったのであろうか。以下では、①没収の対象となる物件の区別はどのような沿革によってどのようなようになされてきたのか、そして、②そのような区別を二つの性格に対応させることは妥当であったのか、順に検討することとしたい。

四、我が国における没収対象物件の振り分け

我が国における没収規定は、大宝律⁽⁴⁰⁾において初めて見受けられ、明治期の仮刑律⁽⁴¹⁾や新律綱領⁽⁴²⁾においても存在した。しかし、唐律の流れを汲むこれらの没収規定は現行刑法に直接受け継がれたわけではない。現行刑法の没収規定の

原型は、フランス法を範とした旧刑法に求められる。⁽⁴³⁾

旧刑法は、「法律ニ於テ禁制シタル物件」(同法四三条一号。法禁物)、「犯罪ノ用ニ供シタル物件」(同法四三条二号。供用物)、「犯罪ニ因テ得タル物件」(同法四三条三号。取得物)を没収の対象としていた。

現行刑法はこれらの規定をほぼ引き継ぎ、法禁物を組成物件と改めるとともに、供用物だけでなく供用準備物件を加え、さらに、取得物だけでなく生成物件を加えて没収の対象とした。⁽⁴⁴⁾

その後、昭和十五年(一九四〇年)の刑法並監獄法改正調査委員会総会において決議された改正刑法假案五二條一項の内容をほぼ踏襲する形で、昭和十六年(一九四一年)の改正(昭和十六年法律第六一号)により、報酬物件と対価物件が追加された。

このように、我が国の没収規定は、フランス法を範とした旧刑法を原型とし、前述のドイツ法を基礎とせず、その対象を拡大してきた。伝統的に、没収の対象となる物件は、犯罪行為において果たした役割や占有移転の縁由に着目して区別されてきた。このような観点は、没収の対象となる客体の性質に着目するドイツ法と似ていなくはないものの、視点が異なると言わざるを得ない。我が国における没収の対象となる物件は、その性質ではなく、犯罪行為において果たした役割や占有移転の縁由に基づき、振り分けられている。⁽⁴⁵⁾そのため、没収の対象となる物件について、保安処分的性格と刑罰的性格という二つの性格を厳格に区別することは困難である。

そのため、改正刑法草案に対しては、保安処分的没収の対象物件と刑罰没収の対象物件を峻別することは、無理であると批判されてきた。⁽⁴⁶⁾フランス法とドイツ法の視点は似てはいるものの異なっており、両者を接ぎ木するような方策は、少なくとも没収に関してはうまくいかないと言わざるを得ない。

現行刑法の没収についても、保安処分的性格の没収と刑罰的性格の没収は、強いて大別するならばそのように区

別できると言えるにすぎない⁽⁴⁷⁾。これらの性格は、おおむねそのような色彩が認められたとしても、犯罪の性質などによって事例ごとに異なるものであるため、刑法一九条一項各号の性格を判然と区別することはできず、⁽⁴⁸⁾性格の区別を貫徹することは妥当でない。

従って、我が国の没収規定においては、没収対象物件ごとにその性格を区別することは控えるべきであり、没収全体の性格として論じ、事案ごとにその性格が導き出されると考えれば足りる。

これまで議論してきた没収刑の性格は、没収刑の目的とほぼ重なりと言ってよい。それでは、没収刑の性格として挙げられた二つの性格は目的として妥当なものであろうか。言い換えれば、二つの目的だけを考えればよいのだろうか。節を改めて検討することとしたい。

第三節 没収刑の目的

没収刑の目的として、第一に、社会的危険性を有する物を除去する目的が考えられる。これは、従来、保安処分的性格と称されてきたものである。保安処分的とされる内容がやや不明確であるため、危険性除去目的と呼ぶことが妥当である。

第二に、犯罪行為に関連して得られた収益を剥奪する目的が考えられる。これは、従来、刑罰的性格と称されてきたものである。刑罰的とする内容は極めて多義的であり、犯罪収益剥奪目的と呼ぶことが妥当である。

問題となるのは、この二つの目的だけを考えれば、没収刑の目的として足りるのかということである。既に、犯

人の所有に属する供用物件について、保安上の必要性がなくとも没収できるとする根拠はどのようなものであるのかという問題提起がなされるようになってきている。⁽⁴⁹⁾

例えば、実務上、取り扱われることの多い、犯行の凶器はどちらに分類されるのであろうか。殺人事件の凶器である果物ナイフを例として考えてみることにする。当該果物ナイフは、犯罪収益とは言えず、犯罪収益剥奪目的で没収されることがないことに争いはない。それでは、当該果物ナイフは、社会的に危険性を有するだろうか。確かに、用法上、当該果物ナイフは生命・身体に危険をもたらしかねないものであり、危険性がないとは言えない。しかし、銃刀法などで規制されたものでない限り、果物ナイフの本来的用法は、果物を食するために果物を剥くなどすることであり、不適切な用法で用いられることがなければ、社会的に危険性があるとまでは言い難いはずである。犯行現場において、犯罪者が利用した行為態様に危険性があるのであって、果物ナイフ自体がそれだけで社会的危険性を有するとは言えない。この点で、果物ナイフのような凶器は、覚せい剤のような禁制品とは性質が異なると考えるべきである。

もつとも、このような犯罪に深く関係した物件を社会内に放置しておくことは妥当でなく、没収の必要性が高いことは否定できない。むしろ、犯罪者が利用したことにより、その物件自体の性質や価値が変容し、犯罪関連性を帯びるに至ったと考えるべきである。この犯罪関連性は違法性とは異なり、その物件に違法性を直ちにもたらすこととは異なるものの、その物件の歴史的経緯として同種同内容の物件と比較して「汚れた」物件となったことを示している。

このことは、違法性阻却又は責任阻却のために犯罪が不成立である場合にも妥当すると考えるべきである。構成要件は禁止される行為を列挙したものであって、社会的に不相当であるとの規範的評価がなされている。それゆえ、

違法性や責任が欠け、犯罪が不成立となつて行為者の処罰がなされないとしても、社会的に本来禁止されるべき行為がなされたことは否定できない。こうした行為に物件が深く関係した以上、そのような物件を社会に残しておくことは正当化されない。行為者の違法性や責任の評価と行為に深く関係した物の評価は区別されるべきである。

そこで、没収の目的として、第三に、構成要件該当行為に関連した物を社会から除去する目的があると考えるべきである。従来、暗黙の裡にこの目的も保安処分的であるととらえられてきたきらいがあるが、危険性除去目的はその内容が異なることから、構成要件該当行為関連物件除去目的と呼んで別個に考えるべきである。

これらとは別に、旧刑法の時代には、苦痛の賦科が目的の一つと考えられていたようである^{②①}。しかし、旧刑法においても、現行刑法においても、没収の対象は、犯罪行為において果たした役割や占有移転の縁由に着目して規定されており、没収対象物の所有者の経済状態などが考慮されているわけではない。財産的経済的苦痛は、第七章で考察するように、罰金刑が与えるべきものであり、没収刑の目的とすることは、財産的刑事制裁の役割分担の観点からも問題がある。もちろん、没収の結果として物件の所有者が苦痛を感じることはあるが、それは反射的效果にすぎず、目的としてとらえるべきではない。

以上のように、没収刑の目的には、危険性除去目的、構成要件該当行為関連物件除去目的、犯罪収益剥奪目的があると考えるべきである。

そして、これらの目的を果たすためには、没収刑が付加刑である必要はない。改正刑法準備草案も、改正刑法草案も、犯罪行為が明白で、起訴猶予とした場合、犯人が不明であったり、逃走中であつたり、死亡したりした場合などに、^{②②}対物処分として没収を行なうことができると定めている(改正刑法準備草案七五条、改正刑法草案七八条^{②③})。危険性除去目的、構成要件該当行為関連物件除去目的、犯罪収益剥奪目的を達成するために、没収刑を主刑とす

るとともに、さらには有罪判決とは無関係に賦科できる対物処分としても規定すべきである。

- (1) 最大判昭三七年一月二八日刑集一六卷一一号一五七七頁。但し、関税法の第三者没収に関する判断である。
- (2) 但し、没収することが相当でないとも認められるときは没収されない（麻薬特例法一条二項、組織犯罪処罰法三条五項）。
- (3) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第二版 第一卷「序論・第一条〜第三四条の二」』（青林書院、二〇〇四）三九一―四〇一頁「出田孝二」、西田典之ほか編『注釈刑法 第一卷 総論 §§ 一―七二』（有斐閣、二〇一〇）一〇七頁「鈴木左斗志」。
- (4) 沿革について、詳しくは、大越義久「ドイツ刑法の没収——その沿革と改正——」町野朔ほか編『現代社会における没収・追徴』（信山社、一九九六）一九九頁以下。ドイツ法の影響を受けたトルコの改革の状況については、拙稿「トルコの資金洗浄法について」立命二七〇号（二〇〇〇）一四六頁以下参照。かつて、我が国においては、*Einziehung* と *Verfall* はそれぞれ「没収」、「追徴」と訳されることがあった。しかし、追徴が没収の補充的地位に立つ我が国とは異なり、*Einziehung* と *Verfall* は独立かつ並列の関係に立ち、*Verfall* が *Einziehung* の補充的地位に立つわけではなく、それゆえ、本書では、それぞれ、「没収」、「追徴」とは訳さず、財産没収と利得没収と訳すこととした。
- (5) §74 Abs. 1 StGB.
- (6) §74 Abs. 2 Nr. 1 StGB. かつて、没収の対象となる財産には、有体物だけでなく、権利も含まれる。*Karl Lackerer / Kristian Kühn*, *Stratgesetzbuch Kommentar 27. neu bearbeitete Auflage* (C. H. Beck, 2011), §74 Rn. 4; *Albin Eser*, in: *Adolf Schönke / Horst Schröder*, *Stratgesetzbuch Kommentar 28. neu bearbeitete Auflage* (C. H. Beck, 2010), §74 Rn. 6. 先行研究の中には「物件没収」の訳を当てるものがあるが、「物件」としてしまうと、有体物だけが剥奪の対象となってしまうかのような誤解を与えるため、剥奪の対象に権利が含まれることを明確にすべく、我が国の麻薬特例法に倣って、「財産」の語を当て、「財産没収」と訳すこととした。

- (7) §74 Abs. 2 Nr. 2 StGB.
- (8) §74 Abs. 3 StGB.
- (9) §74a Nr. 1 StGB.
- (10) §74a Nr. 2 StGB.
- (11) §74b StGB.
- (12) §74c Abs. 1, 2 StGB.
- (13) §74c Abs. 3 StGB.
- (14) §74e StGB. 例外的に、文書の場合、版などを破壊することも認められてゐる。§74d Abs. 1 StGB.
- (15) §74f Abs. 1 StGB.
- (16) §74f Abs. 2 Nr. 1 StGB.
- (17) §74f Abs. 2 Nr. 2 StGB.
- (18) §74f Abs. 2 Nr. 3 StGB.
- (19) 詳細に紹介したものととして、西田典之「ドイツの没収・剥奪制度」ジュリー〇一九号（一九九三）三三二頁以下「町野ほか・前掲注（4）所収」「ドイツにおける利得剥奪制度の改正」二〇六頁以下、伊東研祐「ドイツにおける不法利得剥奪（Verfall）法の新展開——資金洗浄取締規定関係を含めて——」町野ほか・前掲注（4）二一八頁以下。
- (20) §73 Abs. 1 StGB.
- (21) *Karl Lackner / Kristian Kühl, a. a. O. (Anm. 6), §73 Rn. 3.*
- (22) §73 Abs. 3 StGB.
- (23) §73 Abs. 2 Satz 1 StGB.
- (24) §73 Abs. 2 Satz 2 StGB.
- (25) *Karl Lackner / Kristian Kühl, a. a. O. (Anm. 6), §73d Rn. 3.*

- (26) §73d Satz 1 StGB.
- (27) *Karl Lackner / Kristian Kühl, a. a. O. (Anm. 6), §73d Rn. 1; Eser, in: Schönke / Schröder, a. a. O. (Anm. 6), §73d Rn. 1.*
- (28) §73c Satz 1 StGB.
- (29) §73a Satz 1 StGB.
- (30) §73b StGB.
- (31) §136 BGB.
- (32) §73e Abs. 2 StGB.
- (33) §73e Abs. 1 StGB.
- (34) BGHSt 31, 145; *Karl Lackner / Kristian Kühl, a. a. O. (Anm. 6), §73 Rn. 1, §74 Rn. 1; Eser, in: Schönke / Schröder, a. a. O. (Anm. 6), §73 Rn. 2, §74 Rn. 4.* 大越・前掲注(4)二〇二—二〇三頁は、² 準返還訴訟的な補償処分の性格があるとす。しかし、³ 利得没収は被害者の請求権を代行するものではなく、⁴ 犯行による関与者の利得を剥奪することによって犯行前の財産「秩序」を回復するものであって、⁵ 犯行前の財産「状態」を回復しようとするものではなく、このような理解は失当である。
- (35) 大塚仁編『新刑事政策入門』（青林書院、一九九五）二七八頁「丸山治」、大谷實『刑事政策講義〔第四版〕』（弘文堂、一九九六）一五八—一五九頁、中山研一『アブストラクト注釈刑法第三版』（成文堂、一九九七）三二頁、曾根威彦『刑法総論〔第三版〕』（弘文堂、二〇〇〇）三三二頁。
- (36) 刑法改正準備会『改正刑法準備草案 附 同理由書』（法務省、一九六一）一五五—一五七頁。
- (37) 法務省刑事局編『法制審議会 改正刑法草案の解説』（大蔵省印刷局、一九七五）二二三—二四頁。
- (38) 法制審議会刑事法特別部会においては、それぞれ改正刑法草案七八条一項一号、七八条一項二号、七八条一項三号、七九条一項一号、七九条一項二号とされていたものの、内容については同じであった。

- (39) 法務省刑事事務局編・前掲注(37) 一二三—一二四頁。
- (40) 「凡彼此俱罪之賊謂計賊爲罪者及犯禁之物即没官若盜人所盜之物賠贓亦没官」。
- (41) 「凡授受俱二罪有ル之賊及ヒ禁ヲ犯スノ物ハ總テ官没ス」、「凡謀反及ヒ大逆ヲ謀ルモノハ首從ヲ分タズ皆梟首其財産ハ官ニ没ス」。
- (42) 「凡取與俱二罪アル受贓枉法不法ノ賊及ヒ犯禁ノ物ハ并ニ官ニ没入ス」。
- (43) 井上操『刑法述義 第二編』(岡島寶文館、一八八三) 五一七丁、宮城浩藏『刑法講義 第一卷 四版』(明治法律學校、一八八七) 三一四丁、磯部四郎『改正増補刑法講義 上卷』(八尾書店、一八九三) 六一五丁。
- (44) 第二三回帝國議會における刑法改正政府提出案理由書によれば、現行刑法一九条一項二号及び三号の規定は、旧刑法四三条二号及び三号の規定を補正したものとされる。また、被告人以外の者が所有する法禁物を刑事手続内で没収できないため、法禁物に代わって、組成物件が没収対象とされた。松尾浩也増補解題『増補 刑法沿革綜覧』(信山社、一九九〇) 二二二—二二頁。
- (45) こうした観点から裁判例を分析したものと、拙稿「覚せい剤約五六五キログラムの密輸入の事案につき、無期懲役刑を科し、被告人が犯行の経費として得た航空券を没収した事例(福岡地判平一三年三月一日判時一七四二号一五七頁)」甲法四三卷一—二号(二〇〇二) 七七頁以下。なお、上田哲「判解・最判平一五年四月一日刑集五七卷四号四〇三頁」曹時五八卷七号(二〇〇六) 二六一頁以下は拙稿に全く触れていないものの、当時独自の見解であった供用物件又は供用準備物件による没収を提案した拙稿の基本構造にはほぼ沿うものとなっており、同事件の上告審である最判平一五年四月一日刑集五七卷四号四〇三頁は筆者の見解を採用したと考えられる。
- (46) 平野龍一「没収」平場安治ほか編『刑法改正の研究—概論・総則』(東京大学出版会、一九七二) 二九七頁以下、二九八—二九九頁、白井滋夫「財産刑(三)」大塚仁ほか編『演習刑事政策』(青林書院新社、一九七二) 三三九頁以下、三三四—三三五頁。
- (47) 伊達秋雄ほか『総合判例研究叢書 刑法(二〇) 没収・追徴』(有斐閣、一九六三) 五頁。谷口正孝「没収及び追徴

の研究——無差別没収を中心として——」司法研究八輯四号（一九五五）六五頁も、被告人の所有物に対する没収は刑罰的性格を有するものであるとしつつ、「原則として」と留保を付けている。

(48) 団藤重光編『注釈刑法（二）総則（二）』（有斐閣、一九六四）一四二—一四三頁「藤木英雄」、一二七頁、澤登俊雄ほか編著『新・刑事政策』（日本評論社、一九九三）一七〇—一七一頁、莊子邦雄『刑法総論第三版』（青林書院、一九九六）五一—五頁、森下忠「刑事政策大綱」〔新版第二版〕』（成文堂、一九九六）八三—八五頁。

(49) 西田ほか編・前掲注（3）一一—一頁「鈴木左斗志」。

(50) 江木衷『現行刑法原論 再版』（有斐閣書房、一八九四）一六五丁。

(51) 刑法改正準備会・前掲注（36）一五八—一五九頁、法制審議会刑事法特別部会『改正刑法草案 附 同説明書』（法曹会、一九七二）一四八頁、法制審議会『改正刑法草案 附 同説明書』（法務省、一九七四）一五二頁。改正刑法準備草案においては、公訴時効が完成した場合には、かかる没収もなしえないとされていた。刑法改正準備会・前掲一五九頁。しかし、このような場合にも没収の必要性はあり、可能とする条文とすべきであろう。

(52) 「没収、追徴又は使用を不能にする処分の要件が存在するときは、犯人を訴追しない場合又は犯人に対して刑を言い渡さない場合においても、その言渡をすることができる」（改正刑法準備草案七五條）、「没収、追徴又は使用を不能にする処分は、その要件が存在するときは、行為者に対して訴追又は有罪の言渡がない場合においても、これを言い渡すことができる」（改正刑法草案七八條）。改正刑法草案七八條は、刑事法特別部会においては八二條とされていた。

第五章 ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金

第一節 はじめに

ニュージーランドにおいては、一九六二年交通法 (Transport Act 1962)⁽¹⁾ の改正により、一九六八年、反則金 (Infringement Fee) の制度が導入された。⁽²⁾ これは、我が国において、昭和四二年 (一九六七年) の道交法の改正 (昭和四二年法律第一二六号) で導入された交通反則通告制度に基づく交通反則金と類似するものである。すなわち、ニュージーランドの反則金も、我が国の交通反則金も、起訴や有罪認定なくして科される点で、第六章で紹介する刑罰たる罰金刑 (fine) とは異なるものの、犯罪を理由に金銭を国家などに納付する点で罰金刑に類似するものである。また、本来、罰金刑を賦科する事案において利用することが想定されている点でも類似している。

我が国の反則金に対しては、道路交通事件の大量性に対する方策として肯定的に評価される一方、⁽³⁾ 種々の問題が指摘されることも多い。そこで、ニュージーランドの制度及び利用状況の考察を手掛かりに、そもそも、交通反則金にはいかなる問題があり、どのように改善すべきかを検討することとした。

第二節 ニュージールランドの反則金

一、反則金の対象の拡大

ニュージールランドの反則金は、一九六〇年から始まったイギリスの制度を模範として導入された⁽⁴⁾。反則金の対象は、一九六八年に導入された当初、一九六二年交通法の駐車違反と過積載に限定されていたが、一九七一年には速度超過も含まれるようになった⁽⁵⁾。その後、反則金の対象は、一九六二年交通法の他の違反行為だけでなく、他の法律の違反行為にも拡大した。現在、一九七九年美化法 (Litter Act 1979)⁽⁶⁾、一九八七年重量及び計量法 (Weights and Measures Act 1987)⁽⁷⁾、一九九〇年民間航空法 (Civil Aviation Act 1990)⁽⁸⁾、一九九三年動植物保護法 (Biosecurity Act 1993)⁽⁹⁾、一九九六年犬統制法 (Dog Control Act 1996)⁽¹⁰⁾、一九九六年漁業法 (Fisheries Act 1996)⁽¹¹⁾、一九九八年陸上交通法 (Land Transport Act 1998)⁽¹²⁾、一九九九年動物福祉法 (Animal Welfare Act 1999)⁽¹³⁾、二〇〇三年賭博法 (Gambling Act 2003)⁽¹⁴⁾ に反則金の規定が置かれている。従って、ニュージールランドにおいては、道路交通犯罪以外の軽微事犯にも反則金が科される点に特徴がある。

二、一九六二年交通法における反則金に関する手続

ニュージールランドにおいては、反則金の賦科に関する手続について統一的な規定が存在しないため、反則金を規定する法律ごとに賦科手続は若干異なっているものの、大きな流れはほぼ軌を一にしている。また、反則金の不払時の対応は、一九五七年略式手続法 (Summary Proceedings Act 1957)⁽¹⁵⁾ が規定している。反則金に関する典型的な手続として、反則金が賦科される反則犯罪 (infringement offence)⁽¹⁶⁾ が生じた場合、行為者に対して反則金の

納付を求める反則通知 (infringement notice)⁽¹⁷⁾ が発付され、行為者が反則金を納付することが想定されている。反則金の額は、各反則犯罪⁽¹⁸⁾ ことに行為の重大性に応じて一定とされており、行為者の有責性の程度や経済状態などの事情がこの段階で斟酌されることはない⁽¹⁹⁾。最も低額なものは一九六二年交通法と一九九八年陸上交通法の一部の反則犯罪で見られる一二NZD (約七二〇円)。一NZD六〇円で換算。以下同じ⁽²⁰⁾ であり、最も高額なものは一九六二年交通法の一部の反則犯罪で見られる一万NZD (約六〇万円) である⁽²¹⁾。反則犯罪の大半は、一〇〇NZD (約六〇〇〇円) から一〇〇〇NZD (約六万円) とされている。反則通知が発付されたにもかかわらず、反則金が支払われない場合には、反則金の納付を再度求める督促通知 (reminder notice)⁽²²⁾ が発付されることもある。

ここでは、反則金が最初に導入され、実務上も適用が多い一九六二年交通法における反則金に関する手続を例としてみることにしたい。

まず、反則犯罪は、車両 (vehicle) に関する定型的な (stationary) 犯罪であるとされ⁽²³⁾、別表に反則金額とともに掲記されている⁽²⁴⁾。

カンスタブル (Constable) 若しくは交通取締官 (traffic officer) が車両の使用者が反則犯罪を犯したと信じるに足る理由がある場合、又は駐車監視員 (parking warden) が車両の使用者が駐車に関する反則犯罪を犯したと信じるに足る理由がある場合、一九五七年略式手続法の下での罰金刑などの賦科の手続を進めるか、反則通知を発付し、反則金を賦科する手続を進めるかを判断する⁽²⁵⁾。反則金を賦科する手続が選択された場合、カンスタブルらは、(a) 反則通知又はその謄本 (copy) の車両への貼付、(b) 反則通知又はその謄本の車両使用者への手渡し、(c) 反則通知又はその謄本の車両使用者の最後に知られた居所又は職場への送付のうち、一つ又は複数を行なうことができる⁽²⁶⁾。反則通知が貼付された場合又は手渡された場合は貼付されたときから、反則通知が郵送されたときには配達先のポ

ストに配達されたときから、犯罪類型ごとに定められた反則金の支払義務が生じる。⁽²⁷⁾

反則金の支払は、法律違反による反則金の場合、国立銀行口座 (Crown Bank Account) になされるなければならない。⁽²⁸⁾ この場合、反則金は原則として国庫に全額収納される。例外的に、財務省 (Ministry of Finance) が承認した場合、一部が地方公共団体に収納される。一方、①地方公共団体の条例により設置されているパーキングメーターの管理下にある道路においてなされた条例違反の駐車行為、②地方公共団体が任命した者が反則通知を発付した、地方公共団体の条例により規定された時間を超過する時間の駐車を禁止する条例違反の駐車行為の場合には、地方公共団体への納付を求めることができる。⁽³⁰⁾ このような条例違反による反則金が政府により徴収された場合、地方公共団体に全額が引き渡される。⁽³¹⁾ これらいずれの場合も、反則金が支払われた場合、反則事実と支払事実を警察長官 (Commissioner of Police) に報告しなければならぬ。⁽³²⁾

一方、反則通知に対する異議申立て手続も整備されている。すなわち、反則通知を受け取った者は、地方裁判所で聴聞 (hearing) を開くよう通知官 (informant) に書面で申立てることができる。⁽³³⁾ これには、①反則事実の存在、すなわち反則金の賦科自体を争う場合と、②反則事実の存在は争わず、反則金額が過大で経済状態などから支払が困難であり、減額を求める場合の二つの場合がある。いずれの場合も、通知官は、裁判所に聴聞申立て書を提出しなければならない。⁽³⁴⁾ また、①の場合、通知官は、申立て者に聴聞申立て書の謄本を交付しなければならない。⁽³⁵⁾ ②の場合、反則通知を受けた申立て者は、聴聞申立てにおいて当該犯罪に関する自己の責任を認め、賦科される制裁の内容などについての提案を行なうことができる。⁽³⁶⁾ この場合、略式手続法に基づく手続がなされ、資産が少ないことや犯罪歴がないことなどの減軽事由が考慮され、減額される。⁽³⁷⁾ このようにして裁判所で反則金額を争った場合でも、行為者は反則金として金銭を支払うことになり、反則金よりも減額された罰金刑が新たに科されるわけでは

ない。なお、犯罪類型によつては、反則金の賦科であつても、犯罪記録に留められることがあるが、裁判所で争つたかどうかに関係なく留められる。

反則通知を受けとつた者から聴聞が申立てられず、反則通知がなされてから二八日以内に反則金が支払われない場合、通知官は、反則金の支払を分割払とする調整を行なうことができる⁽³⁸⁾。この調整は、反則犯罪が行なわれた日から六か月以内に開始され、反則犯罪が行なわれた日から二か月以内に全ての支払が完了するようになされなければならない⁽³⁹⁾。調整をしたものの分割払のうちの一回が不払となった場合、全額について不払になったものとみなされ、通知官は、反則犯罪が行なわれた日から六か月以上経過していたとしても、再び全額について分割払の一回あたりの金額や期間を変更して調整をなすことができる⁽⁴⁰⁾。なお、いったん通知官が調整を行なうと、反則通知を受けとつた者は聴聞を申立てることができなくなる⁽⁴¹⁾。

また、(a)反則通知を受けとつた者から聴聞が申立てられず、反則通知がなされてから二八日以内に反則金が支払われない場合、(b)分割払の調整を一度したもの、不払となった場合、通知官は、反則通知と同内容又は本質的に同内容の督促通知を発付することもできる⁽⁴²⁾。督促通知を受け取つた者は、通知官に反則金を支払わなければならない⁽⁴³⁾。督促通知を受け取つた日から二八日以内に支払われた場合、反則金の支払日に略式の有罪認定がなされたとみなされる⁽⁴⁴⁾。督促通知を受け取つた者は、原則として督促通知の到着後二八日以内であれば、裁判所で聴聞を開くよう通知官に書面で申立てることができる⁽⁴⁵⁾。督促通知の到着後、二八日以内に聴聞が申立てられない場合、通知官は、地方裁判所判事 (District Court Judge) 又は書記官 (Registrar) の許可により、地方裁判所に督促通知の謄本などを提出することができる⁽⁴⁶⁾。督促通知の謄本などは、分割払の調整がなされた場合は反則犯罪が行なわれた日から二か月以内に、分割払の調整がなされた場合は反則犯罪が行なわれた日から六か月以内に地方裁判所に提出され

なければならず、提出されたときには、反則金と同額の罰金刑を支払わなければならないとの命令があったとみなされる。⁽⁴⁷⁾ それゆえ、督促通知を受け取った日から二九日以上経過後に通知官に反則金相当額を支払ったとき、支払われた金額は反則金が変形した罰金刑に充当されうる。⁽⁴⁸⁾

以上のように、ニュージーランドの反則金においては、反則通知を発付できるのが警察官だけに限定されておらず、交通取締りを専門とする職員も可能であり、また、国の職員だけに限定されておらず、地方公共団体の職員も可能である。この関係で、一部の反則金は、国ではなく地方公共団体の収入となる。

また、反則金は、犯罪類型ごとに定額であり、行為ごとの有責性や行為者の経済状態が斟酌されることなく、裁判なくして賦科されるものの、反則通知を受け取った者が聴聞を申立てることにより、反則事実の存否や反則金額を裁判所で争いうる。反則金額を争った場合、資産や犯罪歴に応じて減額されうる。そして、裁判所で反則金額を争った場合でも、行為者は反則金として金銭を支払うことになり、反則金よりも減額された罰金刑が新たに科されるわけではない点特徴的である。一部の反則金は、犯罪記録に留められるが、裁判所で争ったか否かは記録には無関係である。督促通知に対しても聴聞を申立てることなく反則金を支払わない場合、聴聞や弁解の機会なくして反則金と同額の罰金刑に変形する。このように、事実と金額を争いうる点と一部の反則金では前科記録が残る点で、反則金は罰金刑と共通性を有している。さらに、督促通知に対しても不払の場合、反則金が罰金刑に変形するとされており、両者の法的性質が近似しているように思われる。ニュージーランドでは、しばしば反則金が簡易罰金刑 (instant fine) と呼ばれるが、⁽⁴⁹⁾ 反則金も罰金刑も支払が強制され、反則金が罰金刑賦科の手続の一部を省略したものであることが理由となっていると言える。

三、反則金の適用状況

このようなニュージーランドにおける反則金はどのように適用されているのであろうか。

反則金の適用は、軽微な交通事故犯に集中している⁽⁵⁰⁾。反則通知の発付主体で見ると、警察と地方公共団体がそのほとんどを占めており、その割合はほぼ拮抗している⁽⁵¹⁾。近時、反則金の適用が急増しており、一九九八年／一九九九年会計年度には、前年度の約八六万件から約二〇万件（約二三％）増加し、約一〇六万件となった。このうち、約五〇万件が速度超過であり、前年度の約三九万件から約一一万件（約二八％）増加した。このように、反則金の適用が増加している背景には、一九九二年に、交通省（Ministry of Transport）の交通安全サービス（Traffic Safety Service）が警察に統合され、警察が反則通知を発付するだけでなく、道路安全業務も行なうこととなり、包括的に道路交通安全に対処することになったことと、一九九三年以降、速度計測カメラ（speed camera）が設置された⁽⁵²⁾ことが挙げられている⁽⁵⁴⁾。

反則金の適用の増加に合わせて、裁判所に聴聞が申立てられる件数も激増しており、法執行機関の負担が急激に重くなったことが懸念されている。一九九二年／一九九三年会計年度には二〇万二三六三件であったが、一九九八年／一九九九年会計年度には六二万六四八二件となり、六年間で三倍以上になっている。金額ベースでも同じ傾向が窺われ、一九九二年／一九九三年会計年度の三五三九万NZD（約二一億円）から、一九九八年／一九九九年会計年度の一億九六五万NZD（約六六億円）に増加している。反則通知の発付主体で見ると、いずれも、警察と地方公共団体の割合がほぼ拮抗している。このように、約六割の反則金で裁判所に聴聞が申立てられているのは、反則金の額が定額で、罰金刑よりも高く設定されている上、聴聞では経済状態などの行為者の事情を斟酌して減額される⁽⁵⁶⁾ことが多いためである。

四、反則金の長所及び短所と動向

ニュージーランドの反則金においては、導入の際の議論以来、多くの長所と短所が指摘されてきた。

まず、長所として、①警察官以外の者も反則通知を発付しうるため、警察官の軽微事犯に関わる負担が軽減すること、②賦科された反則金を聴聞を申立てることなく支払う者も多く、自動化やコンピューター化が可能であるため、罰金刑に比べて裁判所の人的及び物的な資源を節約しつつ、裁判所にとっても行為者にとっても簡便かつ迅速に事件が処理されること、③裁判所での有罪認定を回避することができ、社会的なステイグマ (stigma) を回避できること、④聴聞申立てが可能であり、聴聞で減額されうるため、経済的不平等がもたらされないこと、⑤金額が大きいため、抑止力があること、⑥量的に圧倒的多数を占める交通違反においては、点数 (demerit point) 制度があり、点数の累積で運転免許の停止になるなどするため、抑止力がある点でも存在することなどが挙げられてきた。⁵⁷⁾ こうした長所を理由に導入され、対象となる犯罪類型が拡大してきたのである。

一方、短所として、①安易に用いられやすく、社会統制網の拡大 (net-widening) につながりかねないこと、②罰金刑に比べ高額であり、支払が困難な場合も多いことから、聴聞が開かれることも多いため、多くの事件で徴収及び執行を完遂するまでに費用と手間がかかること、③裁判所での事実認定なく賦科されるため、手続上問題があること、④聴聞申立ては可能であるが、手続負担が存在するため、反則通知を受け取った者が争いたい場合でも納付する傾向にあること、⑤簡便であるため、法令違反の認識に乏しく、抑止力に欠け、重大事犯や再犯を招きかねないこと、⑥刑事政策目的よりも財政目的が主であることなどが挙げられてきた。⁵⁸⁾

このような短所が指摘されてきたものの、国家も国民も便利な制度としておおむね受け入れてきたとされる。⁵⁹⁾ こうした中、法委員会 (Law Commission) の一九九七年討議論考 (Discussion Paper) において、重大でない犯罪

により多く利用すべきとの提案がなされた⁶⁰⁾。そこでは、定型的な違反行為を問題とするような、同一犯罪類型内で有責性の程度が異なる犯罪類型に対して、反則金の適用を広く可能にすべきであるとされた。また、逮捕や捜索などの捜査方法は、拘禁刑を科すことを予定している犯罪類型に限定し、拘禁刑を科すことを予定されていない犯罪類型には、逮捕などを行わず、端的に反則金で臨むべきであるとされたのである。こうした見解は、簡便性や迅速性などの行為者の利益よりも、むしろ、警察が捜査資源を重大事犯に集中的に投入できるようにすることを意図していると考えられる。

五、小括

ニュージーランドの反則金は、犯罪類型ごとに行為の重大性に応じて一定額とされており、賦科される際に経済状態などの行為者の事情は考慮されない。そして、反則金の額が比較的高めに設定されている。このことは、手続負担があるにもかかわらず、反則金が科された事件の約六割で裁判所の聴聞が申立てられていることから窺える。このように、反則金額が大きいことは、第二章で検討した被害弁償命令や第三章で考察した費用支払命令と同様、行為の重大性を表示・表現する観点から望ましいと思われる。なぜなら、反則金額が多くの方が簡単に支払える程度に小さければ、反則犯罪を行なった者が自己の行為を過小評価することにつながりかねないからである。とりわけ、道路交通犯罪の多くの類型は、本来、危険な行為であって死傷の結果という重大な結果を惹起しかねないにもかかわらず、その危険性や悪質性が十分に認識されず、ともすれば、逆に、「運が悪かった」などと感じられがちである。それゆえ、ニュージーランドのように、過半数の者が支払に負担を感じるような金額の支払が求められることは、行為の重大性を表示・表現し、行為者に二度と違反をしないと誓わせる点で評価に値する。すなわち、改

善・更生のための契機となりうる。

また、ニュージーランドの反則金の賦科においては手続保障がなされている。すなわち、反則事実や反則金額を裁判所で争うことができ、これらを争った場合でも、罰金刑に変形することはなく、前科記録の点でも差が生じない。結果として、反則金が科された事件の約六割で裁判所の聴聞が申立てられている。それゆえ、この点では、反則金の長所として挙げられる法執行機関の人的物的資源の節約が達成されないようにも思われる。しかし、逆に見れば、反則金が科された事件の約四割は、聴聞が申立てられることもなく支払がなされているのであり、この面では法執行機関の人的物的資源の節約がなされている。このように、ニュージーランドでは、高額でも支払を行なうことができる者に対する法執行機関の人的物的資源の節約がなされており、高額を支払が困難である豊かでない者への手続保障がなされていると言える。

第三節 我が国の交通反則金

一、導入の経緯と内容

第二次世界大戦後の自動車化 (motorization) の進展に伴い、道路交通犯罪が増加の一途をたどり、略式手続 (刑訴法四六一條以下) の利用をもつてしても、事件処理の負担が増大するに至った。そこで、昭和二九年 (一九五四年)、簡易迅速な処理を目指して、交通事故即決裁判手続法 (昭和二九年法律第一一三号) が制定及び施行されるとともに、警察・検察庁・裁判所を一つの建物にまとめたいわゆる交通裁判所が誕生し、三者即日処理方式が導入さ

れた。さらに、昭和三八年（一九六三年）には、事務負担の軽減のために、交通切符制度が導入され、司法警察職員による書類作成の簡略化と警察・検察庁・裁判所での書式の共用化とが図られた。しかし、高度経済成長期ということもあり、自動車化が急速に進んだ結果、道路交通犯罪が激増し、警察・検察庁・裁判所の負担が極めて大きくなった。ここに至って、刑事手続の形式では、事件処理が追いつかなくなることが広く看取されたのである。また、多くの国民が運転免許を取得する「国民皆免許」時代にあつて、道路交通犯罪は誰もが犯しうる犯罪であると普遍性が認識されたため、このままでは、全ての国民が罰金刑をはじめとする刑罰を受けかねないという、「一億総前科者」の懸念が語られることとなつた。そして、このことは、道路交通犯罪への刑罰の主役たる罰金刑の感銘力低下を問題視する見解へとつながつていった。こうして、昭和四二年（一九六七年）の道交法の改正で交通反則通告制度（道交法一二五条以下）が導入され、交通反則金が登場することとなつた。⁶¹

交通反則通告制度の内容について、ここで簡単に見ておくこととしたい。⁶² 警察官又は交通巡視員は、道交法違反の一部の類型にあたる反則行為（道交法一二五条、別表第二）を認めた場合、反則者（同法一二五条二項）に対し、速やかに反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知する（同法一二六条一項、二項、四項）。告知を受けた者は、原則として告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、告知された反則行為ごとに定められた反則金（同法一二五条三項）に相当する金額を仮納付することができる（同法一二九条一項、一二九条の二）。警察官又は交通巡視員は、告知について都道府県警察の警察本部長に速やかに報告しなければならない（同法一二六条三項、四項）。告知が正当と認められる場合で仮納付期間が経過したとき、警察本部長は、反則者に対し、理由を明示して当該反則行為ごとに定められた反則金の納付を書面で通告する（同法一二七条一項、三項）。通告を受けた者は、原則として通告を受けた日

の翌日から起算して一〇日以内に反則金を納付しなければならない（同法二二八条一項、二二九条の二）。仮納付していた場合、反則金を納付したとみなされる（同法二二九条三項）。反則金を納付した者は、通告の理由となった行為に關係する事件について、起訴されず、家庭裁判所の審判に付されない（同法二二八条二項）。納付期間が経過しても、反則金が納付されない場合、起訴されうる（同法一三〇条）。

導入後、現在に至るまで、交通反則通告制度は大量に利用されている。平成二三年（二〇一一年）の警察による交通違反取締件数は七八万四五七〇件であり、うち道路交通法違反が七八万四〇一三件（九九・九%）を占めている。⁽⁶³⁾ 道路交通法違反のうち、平成二三年（二〇一一年）の検察庁新規受理人員は、四一万六五五三人であり、⁽⁶⁴⁾ その残りのほぼ全てが反則事件として扱われ、そのほとんどで反則金が納付されている。

このように、我が国の交通反則金は、犯罪類型ごとに一定の金額が定められている点はニュージーランドの反則金と同じではあるものの、異なる点も有している。第一に、我が国の交通反則金は、道交法違反に限定されている。第二に、我が国の交通反則金の場合、ニュージーランドの反則金とは異なり、反則事実や反則金額を反則行為を行なった者から争うことができず、公訴提起されるのを待たなければならぬ。しかも、いったん公訴提起されると、反則金ではなく、罰金刑が科されることとなる。また、罰金刑となると、第一章で論じるように、資格制限の問題が生じる。加えて、反則金に比べて、罰金刑のほうが高額であるのが通例である。従って、我が国の交通反則金は、罰金刑よりも低い額を反則金額とし、手続保障を施さないことで、豊かでない者にも納付するほうが利益に適うと認識させ、納付するよう誘導する制度であると言える。

二、交通反則金の法的性質

以上のような内容となっている我が国の交通反則金の法的性質については、立法審議の段階から議論がある。そもそも、交通反則金は刑事手続による有罪認定を経ずに科されるものであつて、刑罰ではないため、そのような手続を必要とする罰金刑と異なることに争いはない。問題は、交通反則金の支払が任意であるか否かであり、この点は、次に見る交通反則金の問題点とも関係するため、ここで見ておくこととしたい。

まず、納付が任意であり、納付がなくとも強制的に徴収されることがないため、罰金刑だけでなく、行政罰である過料とも異なるとしつつ、秩序罰としての行政上の一種の制裁金とする見解がある⁽⁶⁵⁾。こうした見解を主張する論者の中には、さらに、交通反則金を道路交通秩序の維持確保という行政目的の達成のために行政的作用として行うものであつて、犯罪者に対する司法的作用を加える罰金刑とは全く異なると主張する論者もいる⁽⁶⁶⁾。

しかし、先に見たように、交通反則金が導入されたのは、道路交通犯罪の大量性に対する便宜的方法が求められたためであつて、罰金刑とは異なる目的を持たせようとしたためではないはずである。また、確かに、反則金の支払は、一応任意であり、強制的に徴収されることはないものの、納付しなければ、通常、刑罰が科されることとなるのであつて、任意とは名ばかりのものである。そのため、秩序罰とは言い難く、事実上、支払が強制される交通反則金の実質に即して、罰金刑の性質を持ち、罰金刑に代替しうる制裁であつて、行政罰としての過料との中間的な性質を持つと考えるのが妥当である⁽⁶⁸⁾。この見解からは、本来、刑事手続がとられるべきところ、反則金を支払うことで国家との私的和解（私和）が成立し、刑事手続から外されるとの理解につながる⁽⁶⁹⁾。

三、交通反則金の問題点

交通反則金については、憲法上の問題と実効性の問題が指摘されてきた。順に見ることとしたい。

(一) 憲法上の問題

憲法上の問題としては、裁判を受ける権利（憲法三二条）、適正手続保障（憲法三二条）、行政機関による終審の禁止（憲法七六条二項後段）、法の下の平等（憲法一四条一項）に抵触しないか問題となる。

第一に、裁判を受ける権利（憲法三二条）が実質的に害されないか問題となる。すなわち、交通反則金の納付をせずに争えば、罰金刑が科されることがあり、金額や資格制限などの点で不利益であるため、交通反則金を納付する方が選択されやすく、裁判を受ける権利が実質的に害されてしまうことが考えられる。⁽⁷⁰⁾

この点について、交通反則金の納付が任意であると理解する立場からは、①反則者が裁判を受ける権利を任意に放棄したと考えられる上、交通反則金が納付されないことにより、直ちに刑罰が科されるのではなく、裁判を受ける権利がその段階で保障されているため、裁判を受ける権利が害されることはないとする。⁽⁷¹⁾ また、②反則事実を争いたいと望むものの、不利益を恐れて納付する者が多いとは到底考えられないともされる。⁽⁷²⁾

しかし、既に見たように、①納付が真に任意であるとは言い難い。⁽⁷³⁾ また、②憲法上の問題が生じる者が少なればよいというものではない。それゆえ、現行の交通反則通告制度は裁判を受ける権利を実質的に害するものであると考えるべきである。

従って、交通反則通告制度を存続させるのであれば、例えば、起訴後に反則事実を裁判所で争い、反則事実が存在すると認定された場合であっても、交通反則金の納付を可能にしておくべきである。⁽⁷⁴⁾ 先に見たように、ニュージ

ーランドにおいては、裁判所での聴聞で反則事実が認定された場合であっても、反則金として納付することとされており、参考に値する。

第二に、適正手続保障が害されないか問題となる。すなわち、司法審査を経ることなくして、交通反則金が賦科されるため、適正手続保障がなされていないと考えられる。

ここでもまた、交通反則金の納付が任意である理解する立場からは、①交通反則通告制度の対象が明白かつ定型的な違反に限定されており、手続の公正が図られていること、②起訴後の手続では適正手続保障がなされていること、③そもそも、納付が任意である以上、適正手続保障の対象外であることが主張され、適正手続保障の問題は生じないとされる。¹⁵⁾

しかし、①明白かつ定型的な違反の種類であっても、事実の存否が争われることがあり、その場合には、公正な第三者たる裁判所の審査が求められるべきである。また、②いったん起訴されれば、より高額の罰金刑が科される可能性がある以上、反則金の納付が可能である状況で適正手続保障を図る必要がある。さらに、③納付が真に任意であるとは言い難い。それゆえ、交通反則通告制度を存続させるのであれば、ニュージーランドの手続を参考に、裁判所で争ったとしても、交通反則金の納付を可能とすべきである。

第三に、行政機関による終審の禁止に反しないか問題となる。すなわち、不利益を被りうる刑事手続が回避されがちであるため、交通反則通告制度が実質的に行政機関による終審となつていとも考えられる。

ここでもまた、交通反則金の納付が任意であると理解する立場からは、任意である点を強調し、司法作用ではなく、「裁判」ではないことから、刑事手続で争いうるため、行政機関による終審の禁止に反しないとされる。¹⁶⁾

確かに、刑事手続で争いうるため、行政機関による終審の禁止に反するとは言えない。しかし、実質的に終審化

している状況にあり、やはり、この点からも、交通反則通告制度を存続させるのであれば、裁判所で争ったとしても、交通反則金の納付を可能する制度を構築すべきである。

第四に、法の下での平等に反しないか問題となる。すなわち、貧しいために納付ができず、刑事手続に移行すれば、手続負担を生じ、罰金刑の不払による労役場留置の危険性もある。

この点について、「経済的關係」において差別してはならないとされる¹⁷。確かに、機会の平等は保障されており、法の下での平等に反するとは言えない。また、交通反則金がかかなり低額であり、納付が困難であることは少ないように思われる。しかし、納付が経済的に不可能な者だけが、手続負担と罰金刑の不払による労役場留置の危険を負うことは避けるべきである。先に見たように、ニュージーランドにおいては、裁判所での聴聞で反則金額を争い、反則金として納付することが可能であり、交通反則通告制度を存続させるのであれば、我が国でも同様の制度を導入すべきである。

以上のように、交通反則通告制度は、裁判を受ける権利及び適正手続保障を害するため、憲法上、許されない。また、行政機関による終審の禁止及び法の下での平等の観点からも、妥当とは言いがたい。前述のように、我が国の交通反則金は、罰金刑よりも低い額を反則金額とし、手続保障を施さないことで、豊かでない者にも納付するほうが利益に適うと認識させ、納付するよう誘導する制度であり、豊かでない者にも裁判を受ける権利や適正手続保障を放棄させることになっている。これに対して、ニュージーランドでは、高額でも支払を行なうことができる者に対する法執行機関の人的・物的資源の節約を行なう一方、高額を支払が困難である豊かでない者への手続保障を図っている。これを比較すれば、豊かでない者への手続保障を欠く我が国の交通反則通告制度はより問題が大きいと言わざるをえない。それゆえ、交通反則通告制度を存続させるのであれば、ニュージーランドの制度に倣って、反則

事実や交通反則金の額を裁判所で争った場合でも、交通反則金を納付することを認める必要がある。

(二) 実効性の問題

憲法上の問題を解決したとしても、実効性の問題が残る。以下、検討することとしたい。

第一に、交通反則金を納付すれば、刑事手続を経ることなく、簡易迅速に事件が処理されるため、「金さえ払えば」という感覚が広がり、違反が減少せず、ともすれば、違反が増加するとの懸念があった⁷⁸⁾。実際、これまで見てきたように、交通反則通告制度は、道路交通犯罪の大量性に対する方策であって、道路交通犯罪を減少させるために作り出されたものではないため、このような懸念には根拠があった。

第二に、交通反則金の納付を誘導するためもあって、従来の罰金額よりも低い額が交通反則金として設定され、多くの者が比較的容易に納付できることとなったため、「違反が重大ではない」という誤ったメッセージを運転者に送ることとなった⁷⁹⁾。交通反則金額を高く設定し、人の生命や身体に関わる重大な結果を惹起しうる行為であり、その重大性を表示・表現することに成功しているニュージーランドとは対照的である。

手続負担が軽いことと交通反則金の額が小さいことが相まって、「わずかな金さえ払えば」という意識が蔓延することとなった。これを食い止めたのが、昭和四四年（一九六九年）から運用された点数制度（道交法施行令二六条の七、三三条の二、三八条の二）であり、違反を繰り返す運転者を排除し、行政処分基準の明確化を図り、抑止効果を持たせようと、道交法施行令の改正（昭和四三年政令第二九八号）により導入された。点数制度は、運転免許の効力に関わるものであり、運転ができなくなれば、就業や日常生活に多大な影響を被るため、多くの運転者にとって違反の抑止となり、効果を発揮することとなったと言えよう。平成二三年（二〇一一年）には、運転免許の

取消しが四万三〇一七件、運転免許の停止が四二万六三四六件に及んでいる。⁽⁸¹⁾

もつとも、点数制度の導入により、交通反則金の実効性の問題に手が付けられたわけではない。そのため、「わずかな金さえ払えば」という感覚を払拭することが必要である。すなわち、手続負担が軽いことと交通反則金の額が小さいことのいずれか又は双方を改善する必要がある。しかし、手続負担を重くすることは、行為者にとつても、法執行機関にとつても不利益をもたらすため、妥当でない。それゆえ、交通反則金の額の問題に取り組みべきである。そして、その方策としては、①交通反則金の額を罰金刑の量刑相場と同程度かそれ以上に引き上げることと、逆に、②交通反則通告制度を廃止することが考えられる。

まず、①交通反則金の額を罰金刑の量刑相場と同程度かそれ以上に引き上げた場合、既に見たように、憲法上の問題を回避するため、起訴後に反則事実や交通反則金の額を裁判所で争うことを認め、争った場合でも、交通反則金を納付することを認めるべきである。しかし、このようにすれば、ニュージランドで見られるように、交通反則金の額を争う者が増加し、法執行機関の事件処理を極めて圧迫することとなり、道路交通犯罪の大量性に対して交通反則通告制度を導入した目的に反することとなる。逆に、事件処理が可能な程度に取締りの量を減らせば、道路交通の安全が脅かされるだけでなく、「運が悪かった」という不公平感を現在よりもいっそう助長することになりかねない。従つて、この方法は妥当でない。

そこで、②交通反則通告制度を廃止することが考えられる。この場合、現在、反則事件とされているもののうち、携帯電話用装置の使用（道交法七一条五号の五・第一二〇条一項九号の三）などの生命や身体に害を及ぼす可能性の比較的高い犯罪類型の罰金刑の上限を大幅に引き上げ、交通反則金ではなく、罰金刑を賦科することとし、憲法上の問題を解決するべきである。これにより、行為の重大性を十分に表示・表現することができる。また、第三章

で提案したように法執行に関わる費用の徴収を行なえば、罰金調停額の増加と相まって、法執行機関の人員を事件数の増加に対応すべく増加させたとしても、財政上の問題が生じることを回避できよう。一方、免許証不携帯(道交法九五条一項・一二一条一項一〇号)などの生命や身体に害を及ぼす可能性の比較的低い又は存在しない犯罪類型は非犯罪化し、行政処分たる点数制度のみに委ねるべきである。このような考え方に対しては、いかに軽微な違反であっても、全く刑罰を科さないとすることは妥当でなく、刑罰で臨む建前は維持すべきとの反論がありうる。⁽⁸³⁾しかし、そのような建前を残すことに意味があるとは思えない。あくまで刑罰で臨むべきであるとするならば、運転免許の取消し及び停止を刑罰として規定すべきである。⁽⁸⁴⁾

第四節 おわりに

これまで見てきたように、ニュージーランドの反則金も、我が国の交通反則金も、罰金刑の賦料の量的増加に対して、手続を簡便化しようとする点で共通するものであるが、手続の簡便化の対象となる範囲と方向性は異なる。すなわち、ニュージーランドの反則金においては、高額でも支払を行なうことができる者に対する法執行機関の人的・物的資源の節約が行なわれ、高額を支払が困難である豊かでない者への手続保障がなされているのに対し、我が国の交通反則金においては、罰金刑よりも低い額が反則金額とされ、手続保障を施さないことで、豊かでない者にも納付するほうが利益に適うと認識させ、納付するよう誘導する制度となっている。しかし、我が国の交通反則金については、裁判を受ける権利及び適正手続保障が侵害されており、違憲であると考えられる。また、手続負担

が軽いことと交通反則金の額が小さいことが相まって、「わずかな金さえ払えば」という意識を蔓延させるなど、実効性の点でも問題がある。

それゆえ、交通反則通告制度及び交通反則金を廃止し、現在、反則事件とされているものうち、生命や身体に害を及ぼす可能性の比較的高い犯罪類型の罰金刑の上限を大幅に引き上げ、罰金刑を賦科することとし、生命や身体に害を及ぼす可能性の比較的低い又は存在しない犯罪類型は非犯罪化し、行政処分たる点数制度に委ねることとすべきである。これにより、生命や身体に害を及ぼす可能性の比較的高い犯罪類型の行為の重大性を十分に表示・表現することができることとなる。

- (1) 1962 No 125.
- (2) 1968 No 148.
- (3) 例えば、藤木英雄「交通反則通告制度——罰金科刑手続の合理化——」罪罰四巻四号（一九六七）二九頁以下、三〇—三二頁。
- (4) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *Review of Monetary Penalties in New Zealand* (Ministry of Justice, 2000), p. 21. イギリスの制度について紹介したものとして、依田智治「英国における刑事略式裁判制度——交通チケット制度および交通監視員制度について——」レファ一三巻一一号（一九六三）四九頁以下。
- (5) 1971 No 57.
- (6) 1979 No 41.
- (7) 1987 No 15.
- (8) 1990 No 98.
- (9) 1993 No 95.

- (10) 1996 No 13.
- (11) 1996 No 88.
- (12) 1998 No 110.
- (13) 1999 No 142.
- (14) 2003 No 51.
- (15) 1957 No 87.
- (16) s. 2 (1) of Summary Proceedings Act 1957; s. 42A (1) of Transport Act 1962; ss. 2, 32A of Weights and Measures Act 1987; s. 57 of Civil Aviation Act 1990; ss. 154 (p), (s), 159 (1), 159A (1) of Biosecurity Act 1993; ss. 2, 65 of Dog Control Act 1996; ss. 2 (1), 260A of Fisheries Act 1996; ss. 2 (1), 138 of Land Transport Act 1998; ss. 2 (1), 161 of Animal Welfare Act 1999; ss. 4 (1), 356 of Gambling Act 2003.
- (17) s. 2 (1) of Summary Proceedings Act 1957; s. 42A (3)-(8) of Transport Act 1962; s. 14 of Litter Act 1979; s. 32B of Weights and Measures Act 1987; ss. 58, 65Q, 65S (1) of Civil Aviation Act 1990; ss. 159 (2), (3), 159A (2)-(7), (9) of Biosecurity Act 1993; s. 66 of Dog Control Act 1996; s. 260B of Fisheries Act 1996; s. 139 of Land Transport Act 1998; s. 162 of Animal Welfare Act 1999; s. 357 of Gambling Act 2003.
- (18) SCHEDULE 2 of Transport Act 1962; s. 13 (4) of Litter Act 1979; s. 33A of Weights and Measures Act 1987; s. 65Q (2) of Civil Aviation Act 1990; ss. 159 (3) (b), 159 (4) (b) of Biosecurity Act 1993; SCHEDULE 1 of Dog Control Act 1996; s. 297A (1) (nc) of Fisheries Act 1996; SCHEDULE 4 of Land Transport Act 1998; s. 162 (4) (b) of Animal Welfare Act 1999; s. 360 (b) of Gambling Act 2003.
- (19) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 96.
- (20) 地方公共団体の条例違反である駐車違反で三〇分以下の場合である。但し、地方公共団体の条例 (bylaw) で二二 N Z D (約七二〇円) 未満の額を規定するものができると、そのような規定がなされれば、その額が最低額となる。

SCHEDULE 2 of Transport Act 1962; SCHEDULE 4 of Land Transport Act 1998.

- (21) 過積載の二種の場合に於て。 SCHEDULE 2 of Transport Act 1962.
- (22) s. 159A (7) of Biosecurity Act 1993; s. 140 of Land Transport Act 1998; s. 358 of Gambling Act 2003.
- (23) s. 42A (1) of Transport Act 1962.
- (24) SCHEDULE 2 of Transport Act 1962.
- (25) s. 42A (3), (4) of Transport Act 1962. 過積載の場合に一九五七年略式手続法のトビの手続を進めること及び
なごため、反則金を賦科する手続を進めなければならないこと。
- (26) s. 42A (5) of Transport Act 1962.
- (27) s. 42A (6), (8A), SCHEDULE 2 of Transport Act 1962.
- (28) s. 43 (1) of Transport Act 1962.
- (29) s. 43 (3) (c), (5) of Transport Act 1962.
- (30) s. 43 (3) (a) of Transport Act 1962. 現に車風の禁止状の賦科に於て。 s. 43 (3) (b) of Transport Act 1962.
- (31) s. 43 (4) of Transport Act 1962.
- (32) s. 42A (9) of Transport Act 1962.
- (33) s. 21 (6) of Summary Proceedings Act 1957.
- (34) s. 21 (8) (a), (c) of Summary Proceedings Act 1957.
- (35) s. 21 (8) (b) of Summary Proceedings Act 1957.
- (36) s. 21 (7) of Summary Proceedings Act 1957.
- (37) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 31.
- (38) s. 21 (3A) of Summary Proceedings Act 1957.
- (39) s. 21 (3B) of Summary Proceedings Act 1957.

- (40) s. 21 (3C) (a), (13) of Summary Proceedings Act 1957.
- (41) s. 21 (5B) of Summary Proceedings Act 1957.
- (42) s. 21 (2), (3C) (b) of Summary Proceedings Act 1957.
- (43) s. 21 (10) of Summary Proceedings Act 1957.
- (44) s. 42A (10) (b) of Transport Act 1962.
- (45) s. 21 (6) of Summary Proceedings Act 1957.
- (46) s. 21 (1) (a), (3), (3D) of Summary Proceedings Act 1957.
- (47) s. 21 (5), (5A) of Summary Proceedings Act 1957.
- (48) s. 21 (11) of Summary Proceedings Act 1957.
- (49) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 20.
- (50) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 92.
- (51) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 57.
- (52) *ibid.*, 最新の数值を入手しちゅうと試みたが、入手できなかつた(以下、本章において同じ)。
- (53) ニュージールランドの会計年度は、毎年七月一日から翌年六月三〇日までのである。
- (54) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 57.
- (55) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 57-58.
- (56) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 95-96.
- (57) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 21-22, 31.
- (58) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 22-23, 95-96.
- (59) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 21.
- (60) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 4, at 92-94.

- (61) 一連の流れについて、警察庁「反則金通告制度について」ジュリ三六九号（一九六七）九二頁以下参照。
- (62) 交通反則金制度について詳細に説明したものととして、例えば、吉田淳一「交通反則通告制度について（二）」曹時二〇巻六号（一九六八）一頁以下、「同・（二・完）」二〇巻七号（一九六八）五四頁以下、浅野信二郎「道路交通法の一部を改正する法律逐条解説（三・完）」警研三九巻二号（一九六八）八七頁以下。
- (63) 国家公安委員会・警察庁編『平成二四年版警察白書』（ぎょうせい、二〇二二）一五八頁。
- (64) 法務省法務総合研究所編『平成二四年版犯罪白書——刑務所出所者等の社会復帰支援——』（日経印刷、二〇二二）一七頁、二四頁・一三一一—四四。
- (65) 綾田文義「交通反則通告制度の基本的構造について——反則金の法律的性質を中心に——」ジュリ三八二号（二九六七）九八頁以下、九九頁、同「交通反則通告制度の憲法問題」警研三八巻一号（一九六七）三頁以下、六一—八頁、吉田「（一）」・前掲注（62）二二頁、土本武司「行政と刑事の交錯——交通反則通告制度と刑事手続」警研五四巻二〇号（一九八三）三頁以下、八頁、同「交通反則金納付の効力（上）——行政手続と刑事手続の交錯点を探る——」警論三四巻六号（一九八三）三七頁以下、四三—四四頁。
- (66) 綾田「基本的構造」・前掲注（65）一〇〇頁、同「憲法問題」・前掲注（65）七頁。
- (67) 警察庁・前掲注（61）九四頁、長尾久衛「道路交通法における反則金制度」名城三七巻二号（一九八八）一頁以下、一〇頁。
- (68) 宮沢浩一「交通反則通告制度をめぐって」法時三九巻四号（一九六七）三五頁以下、三七頁。
- (69) 宮沢・前掲注（68）三八頁。
- (70) 行政事件訴訟法（昭和三七年法律第一三九号）の取消訴訟（八条以下）の対象とすることが考えられるが、最判昭五七年七月一五日民集三六巻六号一一六九頁はこれを否定しており、刑事手続で争うほかない状況にある。
- (71) 綾田「憲法問題」・前掲注（65）二二—二三頁、吉田「（一）」・前掲注（62）二八—二九頁。
- (72) 安西温「交通反則通告制度にたいする若干の所見」ジュリ三七〇号（一九六七）一二二頁以下、一二五—一二六頁。

- (73) 神垣秀郎「交通反則通告制度に対する若干の問題」ジュリ三六九号(一九六七)八五頁以下、八七頁、宮沢・前掲注(68)三八頁。
- (74) 神垣・前掲注(73)八八頁。
- (75) 綾田「憲法問題」・前掲注(65)一〇―一二頁、吉田「(一)」・前掲注(62)二九―三〇頁。
- (76) 綾田「憲法問題」・前掲注(65)一五頁、吉田「(一)」・前掲注(62)三〇頁。
- (77) 綾田「憲法問題」・前掲注(65)一四―一五頁、吉田「(一)」・前掲注(62)三〇―三二頁。
- (78) 神垣・前掲注(73)八五頁、宮沢・前掲注(68)三八頁。
- (79) 例えば、駐車違反は、交通の障害となるだけでなく、重大な事故を惹起しかねないものである。また、一一〇番通報された苦情などのうち、二五%が駐車問題に関するもので、国民の関心も高い。警察庁編・前掲注(63)二二四頁。しかし、駐車違反の問題性を十分に認識していない者も少なくない。
- (80) 西川芳雄「運転免許の行政処分に関する点数制度について」ジュリ四一〇号(一九六八)三六頁以下、三七頁、八島幸彦「運転免許の行政処分に關する点数制度について」警研三九卷一二号(一九六八)四七頁以下、四八頁、石瀬博「運転免許の停止、取消しに關する点数制度採用のための道路交通法施行令の一部改正について」警論二二卷一―号(一九六九)一頁以下、二頁。
- (81) 警察庁編・前掲注(63)一四九頁。
- (82) 憲法上の問題を取り上げることなく、交通反則金の額を罰金刑よりも大きくすべきとの見解として、植松正「交通反則通告制度の意義と問題」ひろば二〇卷五号(一九六七)六頁以下、九頁がある。
- (83) 吉田「(一)」・前掲注(62)四頁、安西・前掲注(72)一二四頁。
- (84) 例えば、ドイツでは、刑罰(付加刑)としての運転禁止刑、保安処分としての運転免許取消し、行政処分としての運転免許取消し処分がある。詳しくは、高山佳奈子「ドイツにおける交通事故処理」成城六九号(二〇〇二)六一頁以下、八四頁、八七―八九頁参照。

第六章 ニュージールランドにおける罰金刑の徴収及び執行

第一節 はじめに

ニュージールランドにおいては、刑事政策の観点から、興味深い制度が導入されてきた。例えば、ニュージールランドは、一九七二年以降、犯罪被害者に対する国家補償を発展的に解消し、犯罪以外の事故も含めて補償を行なっている。⁽¹⁾ この制度は、数次の法改正を経て、現在、二〇〇一年傷害防止、リハビリテーション及び補償法 (Injury Prevention, Rehabilitation, and Compensation Act 2001)⁽³⁾ に基づき運用されている。また、犯罪や非行に対して家族集団会議 (Family Group Conference) を利用する点が脚光を浴びるなど、修復的司法の取組み⁽⁴⁾ や少年司法制度⁽⁵⁾ が数多く紹介され、我が国の議論に少なからぬ影響を与えてきた。

他方で、罰金刑に関しては、ドイツやアメリカ合衆国などに比べて、これまでそれほど注意が払われてこなかったように思われる。ニュージールランドの刑事司法においては、後述のように、我が国をはじめ、ドイツやアメリカ合衆国などには見られない規定が用意されており、比較及び参考に供すべきであると考えられる。

第一章で分析したように、我が国においては、死刑や自由刑が重大な犯罪や犯罪者に重点的に中心部分で利用される一方で、罰金刑が道路交通関係事犯という周縁領域で特定罪種に偏在的に利用されているにすぎない。近時、

懲役刑の利用が増加する一方で、罰金刑の利用が減少しているのは、微罪処分・起訴猶予などのデイヴァージョンが幅広く活用されているという理由だけでなく、本来、罰金刑に向いている事案に十分に適用されていないという理由を無視することはできないように思われる。そもそも、罰金刑は、死刑や自由刑に比べて、その法益剥奪の程度がかなり小さく、その剥奪が原則として一回的で自由刑のように継続的でないという特徴を有しており、道路交通関係だけにその利用を限定する必然性は乏しいはずである。第一〇章で検討するように、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成一八年法律第三六号）によって窃盗罪など一部罪種の法定刑に罰金刑を加えられたことは、これまでの罰金刑の位置付けを大きく変えうる動きとして注目に値しよう。

そこで、罰金刑の持つこうした特徴を活かし、その適用領域を拡大することができないかという問題関心から、罰金刑が、どのような性質を持ち、どのような目的で、他の刑事制裁との役割分担をどのようにに構想し、どのような犯罪の、どのような犯罪者に、いかなる額を賦科し、どのようにに徴収及び執行を行なっていくのかを検討する必要がある。

ニュージーランドにおいては、量刑の枠組を抜本的に再編するため、司法省が量刑及びパロール改革法案（Sentencing and Parole Reform Bill）を提出し⁽⁸⁾、これを受け、二〇〇二年量刑法（Sentencing Act 2002）と二〇〇二年パロール法（Parole Act 2002）が成立し⁽⁹⁾、ともに二〇〇二年六月三〇日に施行された。この量刑改革の目的の一つは、罰金刑の利用促進にあった。二〇〇二年量刑法は、従来、罰金刑の適用について定めていた、一九八五年刑事司法法（Criminal Justice Act 1985）⁽¹⁰⁾の関連規定を廃止し、罰金刑の適用を増加させるための新たな規定を設けたのである。また、ニュージーランドにおいては、従来から罰金刑の徴収及び執行に役立つ手段が多数用意されている。そこで、本章では、我が国における罰金刑の利用に関する議論に役立てるべく、ニュージーランド

の罰金刑について紹介し、検討することとしたい。

以下では、まず、ニュージーランドの刑事司法制度について概観した上で、罰金刑の制度について紹介することとする。

第二節 刑事司法制度の概要

一、刑事制裁の種類

ニュージーランドでは、刑事制裁として、罰金刑 (fine)⁽¹³⁾ のほかに、被害弁償 (reparation)⁽¹⁴⁾、監督 (supervision)⁽¹⁵⁾、社会奉仕作業 (community work)⁽¹⁶⁾、拘禁刑 (imprisonment)⁽¹⁷⁾、不定期刑 (preventive detention)⁽¹⁸⁾、在宅拘禁 (home detention)⁽¹⁹⁾、交際禁止命令 (non-association order)⁽²⁰⁾、運転免許剥奪 (disqualification from driving)⁽²¹⁾、自動車没収 (confiscation of motor vehicles)⁽²²⁾ などが規定されている。我が国とは異なり、死刑は廃止されている。⁽²³⁾

二、刑事制裁の目的

こうした刑事制裁の目的として一般に挙げられてきたのは、抑止 (deterrence)、改善 (reform)、隔離 (prevention)、応報 (retribution) などであった。⁽²⁴⁾ 二〇〇二年量刑法は、量刑目的について、(a) 犯行により被害者及び地域社会が被った侵害に対する責任 (accountable) を犯罪者に負わせること、(b) 当該侵害に対する責任の感覚及び認識を犯罪者に促進させること、(c) 犯罪被害者に利益をもたらすこと、(d) 犯行により被った侵害に対する損害

回復を行なうこと、(e)犯罪者が関与した行為を非難すること、(f)犯罪者又はその他の者による同じ又は同種の犯罪の遂行を抑止すること、(g)犯罪者から地域社会を保護すること、(h)犯罪者の社会復帰や再統合を援助することを挙げ、これらのいかなる目的も他の目的に優先劣後することはないとしている。⁽²⁶⁾

三、刑事制裁の量定

量刑の際に考慮すべき因子として、①犯行の重大性 (gravity)、②法定刑から推察される犯罪類型の重大性 (seriousness)、③被害者に及ぼされた犯行の影響に関して、裁判所に提出されたあらゆる情報、④同種の犯罪に比して減軽を行なうべき犯罪者のあらゆる個別的情况、⑤社会復帰目的から考察した際の犯罪者本人、家族、マオリ族の場合の大家族 (フアナウ。whānau)、地域社会、文化的背景、⑥当該事件において生じた又は裁判所が生じうることに⁽²⁷⁾ついて確信した修復的司法 (restorative justice) の結果が挙げられている。

量刑の際に刑事制裁を加重するよう考慮すべき因子として、(a)犯罪が暴力又は武器の使用に関するものであること、(b)犯罪が住居への不法侵入又は不法不退去であること、(c)保釈中又は刑事制裁に服している間に犯罪が遂行されたこと、(d)犯罪から生じたあらゆる損失、損害又は侵害の程度、(e)犯罪遂行の際の特別の残虐性、(f)犯罪者が被害者からの信頼又は犯罪者自身の権威を濫用したこと、(g)被害者がその年齢若しくは健康又は犯罪者に既知のものであるあらゆるその他の因子により特別にもろかった (vulnerable) こと、(h)人種、肌の色、国籍、宗教、ジェンダー、性的志向、年齢又は障害のような永続的で不変的性質を有した人に対する敵意を一部又は全部の理由として犯罪者が犯罪を遂行した場合で、その敵意が不変的な性質のためであったこと、又は、被害者がそうした性質を有していると犯罪者が信じていたこと、(ha)犯罪がテロリストの行為の一部又は関連性のあるものとして遂行されたこ

と、(i)犯罪者の側に計画性があつたこと及びその計画性の程度、(j)犯罪者が過去に受けた有罪判決、及び、犯罪者が同時に判決を言い渡されるか、その他の取扱いを受けつつある場合の有罪判決の数、重大性、日付、関連性及び性質が例として挙げられている。⁽²⁸⁾

逆に、量刑の際に刑事制裁を減輕するよう考慮すべき因子として、(a)犯罪者の年齢、(b)犯罪者が有罪答弁 (plea) を行なったこと及び行なった時期、(c)被害者の行為、(d)犯罪者の側の関与が限定されていたこと、(e)犯罪者が知的能力又は理解力が低下していたこと又は犯罪遂行時に低下していたこと、(f)犯罪者が示す自責の念又は賠償 (compensation) などの申出、合意若しくは実行など、(g)犯罪者の従前の善良な性質が例として挙げられている。⁽²⁹⁾

このうち、特に賠償などの申出、合意若しくは実行については、別個に詳しい条文が用意されている。すなわち、(a)犯罪者により被害者に対してなされる償いの申出、(b)犯罪者によって惹起された悪事、損失若しくは損害を犯罪者がどのように救済するかについて、又は犯行が継続しない若しくは再発しないことを確実にすることについての犯罪者と被害者の間でなされる合意、(c)犯行に対する犯罪者又は犯罪者の家族、ファナウ若しくは家族集団の対応、(d)犯罪者の家族、ファナウ又は家族集団によってとられたか、とられることが提案された、(i)犯行のあらゆる被害者、被害者の家族、ファナウ又は家族集団に対してなされる賠償、(ii)犯行のあらゆる被害者、被害者の家族、ファナウ又は家族集団に対してなされる謝罪、(iii)生じた侵害に対するその他の償い、(e)犯罪者によってとられたか、とられることが提案されたあらゆる救済行為を考慮すべきであるとしている。⁽³⁰⁾ さらに、こうした賠償が誠実で実現可能かどうか、悪事の償い又は軽減として被害者に受け入れられたかどうかを斟酌しなければならないとしている。⁽³¹⁾

そして、以上のような因子を考慮してなされる刑の処断においては、一般に、①当該犯罪類型のうち、犯行が最も重大なものである場合、当該犯罪の法定刑の上限の刑を科さなければならぬこと、②当該犯罪類型のうち、犯

行が最も重大なものに近い場合、当該犯罪の法定刑の上限に近い刑を科さなければならないこと、③同種の状況において同種の犯罪を遂行する同種の犯罪者と比して、適切な量刑水準が要請されること、④適切な最も制限的でない制裁を科さなければならないことが求められている。⁽³²⁾

四、刑事裁判及び審級

続いて、刑事制裁がどのような手続で科されるかを見ておくこととしたい。⁽³³⁾

刑事事件においては、地方裁判所 (District Court) が通常第一審とされている。⁽³⁴⁾ 地方裁判所は多くの地方公共団体に置かれている。法曹資格を持つ地方裁判所判事 (District Court Judge) 又は法曹資格を持たない治安判事 (Justices of the Peace) 若しくは地域治安判事 (Community Magistrate) が事件を取扱う。通例、事実認定に二名の陪審員からなる陪審制度が利用される。

地方裁判所からの第二審と、謀殺 (murder) や特に重大な武装強盗 (particularly serious armed robbery) や性的暴行 (sexual violation) の一部などの重大事件の第一審を行なうのが、高等裁判所管区⁽³⁵⁾に置かれている高等裁判所 (High Court) である。⁽³⁶⁾ 高等裁判所は、オークランド (Auckland)、ウェリントン (Wellington)、クライストチャーチ (Christchurch) の三か所に置かれており、ファンガレイ (Whangarei) など計一四都市を巡回する。高等裁判所長官 (Chief Justice) と約三〇名の高等裁判所判事 (High Court Judge) が事件を取扱う。この⁽³⁷⁾も、通例、事実認定に二名の陪審員からなる陪審制度が利用される。

高等裁判所などからの上訴審を行なうのが、首都ウェリントンに置かれている上訴裁判所 (Court of Appeal: Appellate court) である。⁽³⁸⁾ 上訴裁判所長官 (The President) と六名の上訴裁判所判事 (Court of Appeal Judge)

が事件を取扱い、通常三名で審理を行なう。

上訴裁判所などからの上訴審を行なうのが、最高裁判所 (Supreme Court) である⁽¹⁷⁾。最高裁判所長官 (Chief Justice) と四名又は五名の最高裁判所判事 (Supreme Court Judge) が事件を取扱う。従来、上訴裁判所からの異議審を行なっていたのは、イギリスのロンドンに置かれている枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) であった。⁽³⁸⁾ 大法官 (Lord Chancellor) が裁判長役を務め、枢密顧問 (Queen's Privy Counsellor) たる上席判事 (Senior Judge) が通常五名で審理を行なっていた。上席判事にはニュージーランドの上訴裁判所長官と高等裁判所長官が自動的に任命されるが、残りのほとんどはイギリス人であり、しかも、ニュージーランドの上訴裁判所長官と高等裁判所長官は審理にほとんど携わっていなかった。イギリス連邦の多くの国が枢密院への異議申立て権を廃止していたこともあって、ニュージーランドでも議論があり、⁽³⁹⁾ 二〇〇三年最高裁判所法 (Supreme Court Act 2003)⁽⁴⁰⁾ に基づき、二〇〇四年一月一日に最高裁判所が設立され、枢密院司法委員会への異議申立ての仕組みが廃止された。

確定した刑事制裁の執行は、以下で紹介する罰金刑を除いて、司法省 (Department of Justice) によって執行される。

このようにして賦科される罰金刑は、どのような制度となっており、どのように利用されているのであろうか。また、二〇〇二年量刑法でどのような改正がなされたのであろうか。次節では、罰金刑の概要及び適用状況を見た上で、改正内容を紹介することとしたい。

第三節 罰金刑の概要及び適用状況

一、一九八五年刑事司法法の下での適用状況

ニュージーランドにおいて、従来、罰金刑の賦科について規定していたのは、一九八五年刑事司法法であった。一九八五年刑事司法法は、明文により賦科が禁止されている犯罪以外の全ての犯罪で罰金刑を賦科することを認めていた⁴¹⁾。また、多額の法定が条文上なされていない場合、地方裁判所判事は、四〇〇〇ニュージーランドドル (NZD) (約二四万円。1 NZD 六〇円で換算。以下同じ)、治安判事及び地域治安判事 (Community Magistrate) は、四〇〇 NZD (約二万四〇〇〇円) まで賦科できるとされていた⁴²⁾。高等裁判所判事の場合、上限は設けられていなかった。

一九九三年の改正において、被害弁償が罰金刑に優先することが定められたものの⁴³⁾、財産的な刑事制裁の最も一般的な形態とされたのは、多くの犯罪類型で最も重い刑事制裁として規定されていたこともあって、依然として罰金刑であった⁴⁴⁾。そして、罰金刑の長所として、①犯罪の重大性や犯罪者の経済状態への対応に柔軟性があること、②分割払が可能であること、③拘禁刑に比べて、仕事などの犯罪者の生活基盤を脅かし難いこと、④犯罪から得られた利益を剥奪でき、応報と抑止双方の目的を果たすことができること、⑤金額で評価して賦科するため、金銭的被害が生じる多くの犯罪類型になじむこと、⑥執行費用が拘禁刑に比べて小さいことなどが考えられてきた⁴⁵⁾。

もつとも、罰金刑の利用率は、それほど高くなかった⁴⁷⁾。例えば二〇〇二年量刑法が制定及び施行される直前の二〇〇一年の場合、罰金刑が賦科されたのは、有罪認定された全訴追の三三%にすぎなかった。罰金刑が賦科されやすい犯罪類型として交通犯罪があり、交通犯罪全体で五五%、交通犯罪のうち不注意運転 (careless driving) が七

一%、アルコール超過で六一%に罰金刑が賦科されていた。交通犯罪以外にも、軽微事犯に罰金刑が賦科されやすく、酒類関連犯罪で八五%、一九九六年犬統制法 (Dog Control Act 1996)⁽⁴⁸⁾ 違反で八二%、漁業関連犯罪で七六%、税務犯罪で七〇%、カンナビスの所持又は使用で四六%を占めていた。このように、ニュージーランドでは、罰金刑が交通事犯や軽微事犯に集中して用いられてきた。

そして、軽微事犯に主に用いられることもあって、罰金額は決して高いものではなかった。⁽⁴⁹⁾ 罰金額の中央値は三〇〇NZD (約一万八〇〇〇円) である。カンナビスの所持又は使用で一五〇NZD (約九〇〇〇円) であるのに対し、アルコール超過運転で六〇〇NZD (約三万六〇〇〇円)、死傷運転で五〇〇NZD (約三万円) と、犯罪類型ごとに中央値にはかなり差がある。しかし、罰金額の高い犯罪類型でも、中央値が日本円で一〇万円を超えることはなく、絶対的な額はそれほど高いとは言えない。

判事に対する調査によれば、⁽⁵⁰⁾ 多くの判事が罰金刑を迅速で単純な刑事制裁であると考えていることもあって、犯罪歴がある場合や未払の罰金刑がある場合、罰金刑は不適切であるとして罰金刑の賦科を回避することが多い。その上で、半数以上の判事が犯罪者の支払能力を非常に重視するとしており、犯罪の重大性と並んで、支払能力が罰金刑選択の際の重要な判断因子となっている。それゆえ、犯罪者に被扶養家族が存在したり、犯罪者の収入が低かったりすると、罰金刑以外の刑事制裁が選択されやすくなる。もつとも、先に見たように、罰金額が少額であることが多いため、犯罪者の経済状態の陳述が求められることは少ない。しかも、支払能力が欠ける者が半数を超えるため、多くの判事が分割払を命じる傾向がある。このような調査結果を裏付けるように、⁽⁵¹⁾ 賦科率に男女差はほとんどない。もつとも、若者に比べて経済状態が一般的によいと考えられる四〇歳以上の者への賦科率が高い。しかも、一般に経済的に劣位にあるマオリ族 (Maori) への賦科率が二二%であるのに比べて、ヨーロッパ系への賦科率は

三四%と高い。そして、定期刑 (periodic detention) を受けている者を対象とした調査では、最近賦科された罰金の支払に困難が伴ったとする者が七〇%に達しており、その原因として多くの者が未就業、低収入、扶養家族の存在を挙げている。

従って、罰金刑は、犯罪歴がない者への適用が主に想定されているものの、犯罪者の経済状態が適用の障害となり、賦科されないか、低額の罰金刑が科されることが多かったと言える。そして、このことは、罰金刑の短所として、しばしば挙げられる⁽³³⁾、①同じ行為責任の者でも、犯罪者の経済状態によって罰金額が異なるため、不公正に見えること、②支払ができない犯罪者には、拘禁刑が科されるため、不平等であること、③家族による支払が事実上可能であり、一身専属性が貫徹されにくく、そのような場合に実質的に家族を処罰することになってしまうこと、④高額の罰金刑の執行が実際には困難であることなどを裏付けるものとなっている。

二、二〇〇二年量刑法による罰金刑の優先適用

ニュージーランドにおいては、罰金刑の適用が一部の犯罪類型に偏在しており、しかも、罰金額が低いという状況にあったため、罰金刑をより広く活用すべきとの見解が強く主張されていた。なぜなら、罰金刑には、①拘禁刑の代替となりうるものであり、過剰拘禁防止に役立ちうること、②犯罪や犯罪者に合わせた量刑が容易であること、③拘禁刑に比べて費用が安く、経済的であること、④執行が他の刑事制裁に比べて容易であることなどの利点が存在するからである⁽³⁴⁾。

そこで、二〇〇二年量刑法は、原則として、罰金刑を他の刑事制裁に優先的に適用するよう定めた⁽³⁵⁾。すなわち、あらゆる他の刑事制裁に付加的に又は代替的に罰金刑を賦科することが認められている場合、裁判所は、原則とし

て罰金刑が個々の犯罪に適切な刑罰であるとみなさなければならぬとの規定が置かれたのである。例外的とされるのは、(a)先に述べた刑事制裁の目的が罰金刑では達成できないと考えられる場合、(b)前述の刑の処断の原則と相容れない場合、(c)条文上、他の刑事制裁の賦科が要求されている場合、(d)罰金刑が状況により明らかに不適切である場合⁽⁵⁶⁾である。

もつとも、二〇〇二年量刑法においては、罰金刑の優先適用が規定される一方で、犯罪者が罰金支払のための財産を持たない場合、持たないであろうと考えられる場合には、罰金刑を賦科しないことができるとする規定も置かれた⁽⁵⁷⁾。また、損害回復と罰金刑の賦科が適切であると考えられる場合で、どちらか一方の支払のための資産を持たないか、持たないであろうと考えられるときには、損害回復を優先して賦科しなければならないとされた⁽⁵⁸⁾。

このように、罰金刑の優先適用が定められたものの、犯罪者の経済状態を理由に賦科されないことも認められている。それゆえ、多くの判事が犯罪者の経済状態が一般的に悪いことを指摘し、罰金刑の適用が拡大することについて疑問を呈しているとされる⁽⁵⁹⁾。

もつとも、拘禁刑を回避することができるなど、罰金刑の適用を拡大する方向性は決して不当なものではない。問題は、どのような目的で、他の刑事制裁との役割分担をどのように構想し、どのような犯罪の、どのような犯罪者に、いかなる額を賦科し、どのように徴収及び執行を行なっていくのかである。そこで、続いて、ニュージーランドにおける罰金刑の量定方法について見ることにしたい。

三、罰金刑の量定方法

ニュージーランドにおいては、我が国と同様に、行為責任や行為者の事情を総合的に斟酌して量定を行なう総額

罰金制度⁽⁶⁰⁾が採用されている。

ニュージーランドにおいても、第八章で紹介するドイツなどで利用されている、行為責任を「日数」で量定し、経済状態などの行為者の事情を「日額」で量定する日数罰金制度（Tagesstrafsystem, Tagesbusensystem, day fine system⁽⁶¹⁾）や、類似の制度で一時期イングランド及びウェールズで導入された単位罰金制度（unit fine system⁽⁶²⁾）などの導入が検討されてこなかったわけではない。

最初の動きは、一九八一年刑罰政策検討委員会（Penal Policy Review Committee 1981）において見られた⁽⁶³⁾。委員会は、犯罪者の収入を正確に把握することが困難であることを指摘し、日数罰金制度や単位罰金制度をニュージーランドに導入するのは困難であるとした。この際、一部の委員は、さらに、豊かな犯罪者が支払う罰金総額が大幅に上昇することに猛烈に反対した。

第二の動きは、時間罰金制度（time fines system）の試行である⁽⁶⁴⁾。この制度は、イングランド及びウェールズにおいて施行された単位罰金制度を参考にしたもので、一九九四年四月に試行され、一九九四年一月に試行結果の報告が司法省（Ministry of Justice）になされた。そこでは、刑罰ではないものの、交通事故などの多くの犯罪類型で利用されている反則金（infringement fee）との整合性のなさが問題となった。第五章で紹介したように、ニュージーランドの反則金は、罰金刑とは異なって経済状態を斟酌することがなく、しかも、一般に罰金刑よりも高い額が科されている。そのため、時間罰金制度の下で経済状態を斟酌して罰金刑を量定することにより、反則金との格差が拡大することが問題視されたのである。それ以外にも、問題点として、①犯罪の重大性に罰金総額が比例しないこと、②犯罪の重大性と経済状態を分けて量定するため、総額罰金制度に比べて、単純さ、迅速性及び有効性で劣ること、③犯罪者の収入を正確に把握することが困難であること、④収入を基準として経済状態が算定され

るため、収入は少ないものの、資産を多く持つ者の罰金総額が低くなり、公正でないこと、⑤国民が受け入れ難いことなどが挙げられた。その結果、一九九五年八月に政府は時間罰金制度の導入を正式に断念することとなった。時間罰金制度が試行されながら、断念されるに至ったのは、反則金との整合性というニュージーランド独自の問題もあるものの、ニュージーランド法に今なお多分に影響を与えるイングランド及びウェールズで、単位罰金制度が廃止されたことが大きいと考えられる。⁽⁶⁵⁾

以上のように、ニュージーランドにおいては、総額罰金制度が用いられている。そして、ニュージーランドにおける罰金刑の量定にあたっては、既に紹介した量定因子に加えて、犯罪者の経済的能力を考慮しなければならない。⁽⁶⁶⁾ また、損害回復を併科する場合には、損害回復の額を斟酌して、罰金額を量定しなければならない。⁽⁶⁷⁾

二〇〇二年量刑法においては、拘禁刑や社会奉仕命令が法定されているものの、罰金刑が法定されていない犯罪類型においても、明文の禁止なき限り、それらの代わりに罰金刑を科すことができるとされている。⁽⁶⁸⁾ そして、多額の法定が条文上なされていない場合、原則として、地方裁判所判事は、一万NZD（約六〇万円）、治安判事及び地域治安判事は、四〇〇NZD（約二万四〇〇〇円）までの罰金額を賦科できるとされており、一九八五年刑事司法法に比べて、地方裁判所判事の科しうる上限額が引き上げられた。なお、例外的に、答弁取引がなされた場合には、治安判事及び地域治安判事も一万NZD（約六〇万円）までの罰金額を賦科できるとされている。⁽⁷¹⁾ 高等裁判所判事については、従前通り、上限が設けられていない。

裁判所は、原則として、一〇〇〇NZD（約六〇〇〇円）以上の罰金額が相当と考えられる場合で、犯罪者の支払能力が不明であるとき、経済的能力について、犯罪者自身に陳述（declaration）を行なわせることができる。⁽⁷¹⁾ これに対して、(a)他の手段により陳述で言及される情報を得ることができるとき、(b)裁判所が陳述を不必要であると考

える状況にあるときには、陳述なしに罰金刑を賦科することができる⁽⁷²⁾。また、一〇〇NZD（約六〇〇〇円）未満の罰金が相当であると考えられる場合、反対の証拠が提出されない限り、犯罪者が資産を有していると推定されるため⁽⁷³⁾、同様に、陳述は不要とされる。さらに、犯罪者が出廷しない場合や一定額の罰金刑を科すことが条文上求められている場合にも陳述なしに罰金刑を賦科することができる⁽⁷⁴⁾。

経済的能力についての陳述は、書面でもなくともよく、口頭でも構わない⁽⁷⁵⁾。そして、陳述は、(a)給与及び賃金、(b)利得及び年金、(c)各種の手数料収入、(d)利息及び配当、(e)賃貸財産からの収入、(f)不動産の所有、(g)車両の所有、(h)その他の財産の所有、(i)犯罪者が現在には所有していないものの、陳述から一二月以内に受け取ると予想される収入及び現実化する資産、(j)借入金、(k)犯罪者及びその扶養家族の不可欠な支出をはじめとするあらゆる種類の収入、資産、債務及び支出についての情報を含んでいなければならない⁽⁷⁶⁾。犯罪者の経済的能力に適合した罰金額の量定を行なうために重要であることから、犯罪者を裁判所に最大二時間を留置し、陳述を作成させることができる⁽⁷⁷⁾。また、陳述において虚偽の情報をもたらした場合、三か月未満の拘禁刑又は一〇〇〇NZD（約六万円）未満の罰金刑が科されることとなっている⁽⁷⁸⁾。

このように、考慮すべき種々の因子が列挙されているが、総額罰金制度が採られているため、罰金額からは行為責任の量と犯罪者の事情がどのように斟酌されたのかを窺い知ることが困難である。それゆえ、犯罪が重大で経済状態が悪い行為者に科された罰金額よりも、犯罪が軽微で経済状態が良好な行為者に科された罰金額のほうが大きいこともありうる。また、同じ罰金額とされた行為者であっても、経済状態が異なれば犯罪の重大性が異なることとなる。このような総額罰金制度の在り方に対しては、批判の強いところであり、日数罰金制度などを導入すべきか問題となる。罰金刑の目的として、財産剥奪に重点を置くならば、公正な法益剥奪のために、第七章で検討する

ように、経済状態の斟酌を十分に行なうことのできる量定方法が望ましい。一方、罰金刑の賦科自体に重点を置くならば、経済状態の斟酌の要請が後退し、実際に生じた法益侵害の量を表示・表現することが望ましい。いかなる目的でどのように量定を行なうべきかについては、第七章及び第八章で検討することとしたい。

四、支払猶予及び分割払

ニュージーランドにおいて罰金刑が科された場合、原則として、科された日から二八日以内に全額を支払わなければならぬ⁽⁸⁷⁾。即時支払のための十分な資産を有していると考えられる場合、住所不定である場合、犯罪の重大性、犯罪の性質又はその他特別の状況に関するあらゆる理由により執行 (execution) が遅滞なく行なわれる必要がある場合がこれに妥当する⁽⁸⁸⁾。

一方、判決を言い渡す際に、支払期限の延長を行なう支払猶予 (延納) とすること又は分割払 (分納) とすることが認められている。これらの場合、裁判所の書記官 (Registrar) は、できる限りすみやかに、手渡しにより又は犯罪者の最後に知られた居所若しくは職場への郵送により、罰金刑の通知をしなければならない⁽⁸⁹⁾。その通知には、(a) 罰金額、(b) 支払がなされるべき日限、(c) 支払の回数と場所、(d) 上訴権の存在、(e) 書記官又は執行吏 (Baillie) が支払猶予又は分割払その他の伴う変更を行なう可能性、(f) 不払時に執られる一般的な手続が記載される。また、分割払とされた場合、一度でも不払 (default) となれば、未払の残部全てについて不履行があったとして後述する手続が執られる⁽⁸⁴⁾。

以上のように、支払猶予や分割払は、行為者の経済状態に適合させて支払をさせることができるため、妥当であると考えられる。我が国では、支払猶予や分割払についての法律上の規定はなく、分割払にあたる一部納付の申出

(徴収事務規程一六条前段) や支払猶予にあたる納付延期の申出(徴収事務規程一七条) に対して、実務上、量刑後に検察官の許可の下で個別に対処がなされているにすぎない。⁽⁸⁶⁾ しかし、特に分割払は、資産のない犯罪者にとつて現実的な支払方法である。また、一回当たりの支払額が実際に支払可能な程度であれば、支払の意思を強め、維持することにもなる。実務上の手間が掛かることは事実であるものの、多少でも不払を減らすことが可能であり、不払時の事務負担を軽減することにもつながる。それゆえ、量刑時に支払猶予と分割払が可能であるとの規定を設けるべきである。

第四節 罰金刑の不払時の対応

罰金刑の徴収及び執行は、一九九五年以来、徴収ユニット (Collections Unit) が行なっている。⁽⁸⁶⁾ ニュージールランド全土にファンガレイなど一八か所の地区徴収ユニット (District Collections Unit) と、ネイピア (Napier) など九か所の准徴収事務所 (associated Collection Offices) がある。徴収ユニットがどのような手続に従い、徴収及び執行を行なっているか、見ることにしたい。

書記官は、罰金刑の賦科後二二日経っても犯罪者の支払がない場合、賦科後二八日以内に支払がなされないと、控除命令、資産差押え命令、給与差押え命令、拘禁命令が発付されることを可及的速やかに手渡ししか犯罪者の最後に知られた居所又は職場への郵送により、犯罪者に通知しなければならぬ。⁽⁸⁷⁾

また、罰金刑の言渡しから一四日以内又は指定された支払期日までに罰金刑の全額の支払がない場合、書記官は

賦科額又は未払の残額の支払を求める徴収令状を発付することができる⁽⁸⁸⁾。徴収令状が発付されると、コンスタブル (constable) は、犯罪者に対して支払を求めることになる。犯罪者が即時に支払えない場合、コンスタブルは犯罪者の経済状態についての報告をコンスタブルが確認できる限りで判事に報告しなければならない。コンスタブルが犯罪者を発見できない場合、合理的な調査の後で判事に報告しなければならない⁽⁸⁹⁾。この判事は、原則として当該量刑を行なった判事とされ、コンスタブルの報告がなされると、報告書を斟酌して各種の対応をとることとなる。また、判事だけでなく、書記官も様々な手段を利用できる。こうした罰金刑の不払に対して用意されている手段は多彩である。罰金刑の一部減額・全額免除、支払猶予・分割払、氏名の公表、銀行口座からの控除、資産差押え及び資産売却、給与差押え、拘禁刑・社会奉仕作業が可能である。以下、順に見ることとしたい。

一、一部減額・全額免除

地方裁判所判事は、コンスタブル又は書記官の報告書を参考に、未払の罰金刑の一部を減額したり、全部を免除したりすることができる⁽⁹¹⁾。また、書記官は、一定の条件を満たす場合、一部減額や全額免除を行なうことができる。これが許されるのは、(a)未払額が五〇NZD (約三〇〇円) 以下の場合、(b)過去に罰金刑が減額されてから一年以上新たな罰金刑が科されていない場合のいずれかである⁽⁹²⁾。

一部減額や全額免除は、犯罪者の量刑後の経済状態の変動に対処することができる上、支払能力のない者から徴収しようとする費用を節約できる点で、妥当である。

しかし、一部免除や全額免除が頻繁に利用されると、罰金刑の権威が揺らぎ、不払の増加が懸念される。また、罰金刑の目的として財産剥奪に重点を置く場合、目的が果たされなくなることとも考えられる。

もつとも、スウェーデンでは、全額免除の利用が行なわれても、罰金刑の支払率が変わらないとされる⁽⁹³⁾。また、罰金刑の目的として財産剥奪に重点を置くべきかどうかは問題である。それゆえ、一部免除や全額免除がどの程度利用された場合にどの程度支払率が変化するか、試行して調査する必要がある。そして、罰金刑の目的をどのよう⁽⁹⁴⁾に考えるか検討する必要がある。この点は、第七章で改めて取り上げることとしたい。

二、支払猶予・分割払

ニュージーランドにおいては、先に紹介した量刑時だけでなく、判決の言渡し後にも支払猶予や分割払とすることが許されている。まず、地方裁判所判事は、判決の言渡し後にコンスタブル又は書記官の報告書を参考に支払猶予とすることができる⁽⁹⁵⁾。徴収手続を何ら行なわないことも認められている⁽⁹⁶⁾。また、書記官も支払猶予又は分割払への変更を行なうことができる⁽⁹⁷⁾。さらに、執行吏も一定の制約の下で支払猶予又は分割払への変更を行なうことができる⁽⁹⁸⁾。すなわち、執行吏が変更内容を書記官に通知し、書記官が変更について通知されてから七日以内に変更を取りやめなかった場合には、変更が有効となる。

このように、量刑時だけでなく、量刑後にも支払猶予や分割払をなしうることは、犯罪者の量刑後の経済状態の変動に対処することができるため、望ましいものと言える。それゆえ、我が国でも、量刑時同様、量刑後にも、裁判官又は検察官により支払猶予と分割払が可能であるとの規定を設けるべきである。

三、氏名公表

書記官は、管轄の裁判所が存在する地域において公刊されている新聞紙面において、罰金刑を不払としている者

(a)氏名、(b)現住所又は最後に知られている住所、(c)年齢の全部又は一部を公表して、支払を求める通知を行なうことができる⁽⁹⁹⁾。この通知をなすためには、未払の残額が五〇〇NZD（約三万円）以上あること、過去三か月間支払がないこと、合理的な努力によっても犯罪者の所在が不明であることが条件となる⁽¹⁰⁰⁾。青少年保護の観点から、罰金刑が青少年裁判所（Youth Court）で科された場合には、かかる方法は採り得ない⁽¹⁰¹⁾。また、罰金刑賦科の際に氏名を隠匿するよう命じられている場合も同様になしえない⁽¹⁰²⁾。

このような方法は、支払をせずに逃亡した犯罪者に対する制裁の側面が強いように思われる。罰金刑の執行を厳格に行なっていることを明らかにする意味はあるが、犯罪者本人による支払をもたらすことにはつながらにくく、かえって住んでいた場所に戻りにくくし、社会復帰を妨げるように思われる。また、犯罪者に家族がいる場合、公表により家族がプライバシー権の侵害などの被害を受けることとなる。そのため、家族による支払を増加させ、罰金刑の一身専属性を害することになりかねない。それゆえ、ニュージーランドのように、所在不明の犯罪者に対して利用することは、妥当でない。

他方で、資産を有していたり、定住して職業を有していたりするなど、支払能力があるにもかかわらず、支払を拒絶する者への利用が検討されてよい。氏名の公表がなされることを示唆し、支払をさせるために有効であることも多いと思われるためである。

四、銀行口座からの控除

ニュージーランドにおいては、罰金刑の支払を行わない犯罪者の銀行口座から未払の残額を控除するよう銀行に求め、銀行を経由して徴収する控除命令（deduction order）が用意されている。これが認められるのは、犯罪者

が罰金刑を支払うことができる場合で、犯罪者が支払命令、支払猶予若しくは分割払などの調整又は指示に従わなかったり、合理的な理由なくしてそうした調整を行なうことを拒絶したりするときである。⁽¹⁰⁾

書記官は、自己の判断又は地方裁判所判事若しくは地域治安判事からの事件の付託により、控除命令を出すことができる。⁽¹¹⁾ 控除命令において、(a)控除が全額又は分割払のどちらとしてなされるかの別、(b)銀行が控除額を書記官に支払う時期、(c)控除命令が有効になる日を特定し、犯罪者に控除通知 (notice of deduction) の謄本 (copy) を交付しなければならぬ。⁽¹²⁾ かかる交付は、(a)手渡し、(b)犯罪者の住所、最後に知られた居所又は職場への郵送、(c)犯罪者宛の封筒を居所又は職場の郵便ポストへ投函することのいずれかの方法によりなされる。⁽¹³⁾

控除命令の対象となる預金は利息を含む。⁽¹⁴⁾ また、社会保障関係又は税務関係の差押え命令又は控除命令と競合した場合、それらの命令が罰金刑を理由とする控除命令に優先する。⁽¹⁵⁾

控除命令を発付された銀行は、その指示するところに従い、控除額及び控除目的について記述した書面を犯罪者に交付しなければならない。⁽¹⁶⁾ このようにして控除された場合、犯罪者から控除額と同額の支払があったものとして扱われ、控除命令は効力を失う。⁽¹⁷⁾ それゆえ、控除額が未払の残額を下回る場合、未払の残額から控除額を差引いた額の支払が犯罪者に求められることとなる。⁽¹⁸⁾ 一方、全額一括の控除を求めていた場合で、銀行への控除命令発付後二日間にわたって犯罪者の口座の預金残高が控除要求額を下回っていた場合、控除はなされず、銀行への控除命令が発付された二日後に控除通知は自動的に破棄される。⁽¹⁹⁾ このとき、書記官は、同一の罰金刑について新たな控除命令を発付することができる。⁽²⁰⁾ また、控除前に全額の支払がなされた場合、書記官は銀行に対する書面による通知をもって控除命令を破棄しなければならない。⁽²¹⁾

控除命令を発付された銀行又は犯罪者が当該控除命令が誤って発付されたと考える場合、又は誤りを含んでいる

と考える場合、銀行又は犯罪者は書記官に注意を喚起する陳述を行なうことができる⁽¹⁵⁾。陳述がなされた後、五営業日が経過しても銀行又は犯罪者の陳述の内容が受け入れられない場合、銀行又は犯罪者は命令の変更又は取消しを裁判所に申立てることができる⁽¹⁶⁾。この場合、裁判所は通知の変更又は取消しを行なうことができ、その状況に即したあらゆる命令を科すことができる⁽¹⁷⁾。

銀行は、控除命令による控除後に控除額を書記官に支払わなければならない。合理的な理由なくして、(a)控除命令が求める控除を行わない場合、(b)控除を行なった後、命令で指定された期間内に書記官に当該金銭を支払わない場合、二〇〇NZD（約一二万円）以下の罰金刑に処せられる⁽¹⁸⁾。また、書記官に対して制裁金（penalty）を支払うよう求められる⁽¹⁹⁾。この制裁金の性質は国家への債務であるとされている⁽²⁰⁾。

この方法は、銀行に預金を有する犯罪者に対して有効な方法である。もつとも、この方法を利用するためには口座の存在する銀行と口座番号を把握しておく必要がある。実際には、口座の所在を割り出すのに時間や手間がかかることも多いと思われる。そこで、この方法を実効化するために、銀行名と口座番号を簡便に入手できる方法を用意しなければならない。我が国においては、公共料金の引き落としや給与振込に銀行口座を利用している者が多い。そこで、例えば、収納又は振込を行なう企業に銀行名と口座番号を開示するよう求めることができる手続を用意するなどの方策が必要であると考えられる。

五、資産差押え及び資産売却

ニュージーランドにおいては、罰金刑を支払わない犯罪者の資産を差押え、これを売却して罰金刑の支払に充当するという資産差押え及び資産売却が予定されている。また、自動車の不能化という手段も用いられている。

地方裁判所判事は、犯罪者に即時の支払のための十分な資産があると考えられる場合、住所不定である場合、犯罪の重大性、犯罪の性質若しくはその他の理由により、執行が遅滞なく行なわれる必要がある場合、支払期限を待たずして、売却令状 (writ of sale) を発付し、資産の売却及び罰金刑への充当を行なうことができる。また、これらの場合以外にも、地方裁判所判事は、コンスタブルの報告書を参考に、売却令状を発付することができる。さらに、他の罰金刑と合わせて一万NZD (約六〇万円) 以上が未払となっている場合には、一九四七年地方裁判所法上の請求命令 (charging order) を科すよう書記官に事件を付託しうる。

一方、書記官は、地方裁判所判事又は地域治安判事からの事件の付託があつた場合や、支払猶予又は分割払が不調に終わった場合などに、外形上犯罪者の所有と考えられる資産を対象として、罰金刑の詳細と未払の残額を明示した資産差押え令状を差押えを行なう資産の利害関係人と考えられる者全てに対して発付し、資産を差押えることができる。資産差押え令状により差押えられた資産は、執行吏又はコンスタブルに対して罰金刑の支払がなされるか、資産が売却されるか、地方裁判所判事が異議申立ての聴聞を決定するまで書記官が管理する。この際、執行吏又はコンスタブルは、(a) 差押え資産のリストを作成し、(b) 差押え日から七日以内にリスト記載の資産が犯罪者の所有物であるかどうかについて、当該資産の所有者等の利害関係人が存在する場合はその氏名及び住所についても、書記官に知らせるよう犯罪者に指示する内容の書面を直ちに犯罪者に手渡すか、差押えられた資産のある場所に送付しなければならない。また、資産差押え令状により自動車差押えした場合、書記官は、一九九九年個人資産証券法 (Personal Property Securities Act 1999) に基づく個人資産証券記録に差押え日現在で当該自動車に関する経済的陳述が記録されていないかを確認しなければならない。経済的陳述が記録されているときには、書記官は、(a) 罰金刑が未払のまま犯罪者以外の者により異議申立てがなされない場合、差押えから七日経過後に自動車を売却

すること、(b)異議申立ての権利が存在することを直ちに記載されている当事者へ通知しなければならない⁽¹⁶⁾。

資産差押え令状により自動車差押えた場合、執行吏又はカンスタブルは、自動車を差押えた上で、自動車の走行等に関する機能を使えなくすること(自動車の不能化)ができる⁽¹⁷⁾。例えば、タイヤをチェーンロックすることが行なわれている。また、公共の場所に置かれているなど自動車の不能化が他の者に不便を惹起するときなどを除いて、自動車の差押えに代えて自動車の不能化を行なうことができる⁽¹⁸⁾。答弁取引などが行なわれて一〇〇〇NZD(約六万円)を超えない罰金刑とされた場合、合理的な理由がない限り、差押えに代えて自動車の不能化又はその試みがなされなければならない⁽¹⁹⁾。自動車の差押えに代えて自動車の不能化がなされたときでも、執行吏若しくはカンスタブルの判断又は書記官の指示により当該自動車を差押ええることができる⁽²⁰⁾。書記官は、自動車の不能化がなされた日から一四日が経過しても、罰金刑が支払われないときには、自動車の差押えに代えてかかる指示を執行吏又はカンスタブルに行なわなければならない⁽²¹⁾。なお、書記官、執行吏、カンスタブル及びその他の職員は、チェーンロックの際に自動車を傷付けるなど自動車の不能化に関する行為から生じた損害について、個人として責任を負わない⁽²²⁾。この場合、国が賠償責任を負うこととなる。

差押えから七日が徒過しても罰金刑が未払のままであり、犯罪者以外の者から異議申立てがなされていない場合、差押えられた資産は競売により又は地方裁判所判事若しくは書記官の指示するその他の方法により売却される⁽²³⁾。売却された資産の競落人又は取得者は、所有者又は売却前に当該資産に利害を有していた者に代わって資産に対する完全な権利を得る⁽²⁴⁾。売却代金は罰金刑の支払に充当され、資産差押え令状にその旨が記載されれば、同令状はそれ以後有効性を失う⁽²⁵⁾。売却代金が罰金刑の未払の残額を超える場合、第三者からの申立てがない限り、剰余金は犯罪者に支払われる⁽²⁶⁾。売却前に罰金刑の支払がなされた場合、差押えられた資産は返還される⁽²⁷⁾。

差押えられた資産に利害関係がある場合、資産売却及び売却利益分配前であれば、何人も利害関係の存在を申立てることができる。⁽¹⁴⁾ 例えば、月賦購入契約が締結されているために、未だ所有権が犯罪者に移転しておらず、売主が所有権者であるなどの場合がこれに当たる。書記官は、犯罪者及び申立人を召還する令状を発付し、地方裁判所判事が申立ての適否を判断する。⁽¹⁵⁾ 地方裁判所判事は差押えられた資産の売却利益を申立人に分配するよう指示することができる。⁽¹⁶⁾ また、犯罪者が売却前に利害関係人の存在を書記官に通知していなかったために資産売却及び売却利益分配前に異議申立てができず、損害を被った利害関係人は犯罪者に対して損害賠償を求めうる。⁽¹⁷⁾

資産差押え令状による差押えを知りつつ、資産に干渉し、資産を奪回し、又は奪回しようとした者は、執行吏又はカンスタブルによって令状なしで逮捕され、三月以下の拘禁刑又は二〇〇〇NZD（約一二万円）以下の罰金刑に略式手続をもって処せられる。⁽¹⁸⁾

以上のように、ニュージーランドにおいては、資産差押えに代えて、又は資産差押えを実効化するために、自動車の不能化を利用することができ、罰金額が低額の場合、その利用を試みなければならぬとされている。自動車の利用は日常生活で大きな役割を果たしていることが多いため、支払能力のある犯罪者に対して支払を促す極めて有効な手段であると言える。我が国においても、自動車の所有者が多く、自動車が必要不可欠のものとして利用されていることが多い。我が国においても、自動車の不能化を行えば、罰金刑の支払が大いに促進することが予想されることから、自動車の不能化を可能とする規定を整備するべきである。

六、給与差押え

ニュージーランドにおいては、罰金刑の支払を行わない犯罪者の収入を差押え、これを罰金刑の支払に充当す

るといふ給与差押えが予定されている。書記官は、自己の判断又は地方裁判所判事若しくは地域治安判事からの事件の付託により、犯罪者に対して雇用者から適正に支払われる給与又は賃金 (salary or wages) のうち毎週一定額を給与差押え命令が有効である限り差押えることができる。⁽¹⁰⁾ ここで、給与又は賃金とは、(a)退職手当、年金又は同種性質を持つその他の支払、(b)二〇〇一年障害防止、社会復帰及び補償法に基づく事故補償団体によつてなされる補償の支払、(c)ボーナスやインセンティブの支払、(d)手数料収入の支払、(e) 役務提供契約によりなされる仕事の報酬としての支払、(f) 利得などを含み、雇用者とはこれらの給与又は賃金の支払をなす人又は団体 (body) 全てを言ふと定義されている。⁽¹¹⁾

毎週差押えられる金額は、犯罪者の生活が維持されるように、収入から差押え額や各種の控除を差引いた実収入 (net earning) が被保護収入率 (protected earning rate) を維持する限度で定められなければならない。⁽¹²⁾ 書記官は、この判断のために、給与差押え命令の可否、被保護収入率の判断、犯罪者の給与及び賃金の額、社会保障関係の差押え命令又は控除命令の存否及び額、扶養家族の数を含む家族構成についての情報の提供を社会保障の関係当局に求めることができる。⁽¹³⁾ 給与差押え命令は、命令において示された期間有効であり、その期間は最長五年とされてゐる。⁽¹⁴⁾

給与差押え命令は、命令の謄本が雇用者への手渡し、又は雇用者の居所若しくは職場への郵送により雇用者に到達したときに有効となる。⁽¹⁵⁾ 雇用者の氏名又は住所が不明又は不明確な場合、書記官は書面により情報を提供するよう国税局長官 (Commissioner of Inland Revenue) に求める⁽¹⁶⁾ことができる。

給与差押え命令を受け取った雇用者は、給与又は賃金から命令で指示された額を控除し、その額を控除した次の月の一九日までに書記官に支払わなければならない。⁽¹⁷⁾ 控除された段階で犯罪者は罰金刑の全部又は一部の支払を行

なつたとみなされ、全部の支払の場合、給与差押え命令の効力は消滅する⁽¹⁴⁾。雇用者が合理的な理由なくして控除や支払を行わない場合、一〇〇〇NZD（約六万円）以下の罰金刑に処せられる⁽¹⁵⁾。また、給与差押え命令を理由に、犯罪者たる被用者を解雇したり、被用者の職業上の地位を変更したりするなどした場合、使用者は一〇〇〇NZD（約六万円）以下の罰金刑に処せられる⁽¹⁶⁾。給与差押え命令の受領後六か月以内に被用者を解雇したり、被用者の職業上の地位を変更したりするなどした場合、反証がなされない限り、命令を理由になされたものとみなされる⁽¹⁷⁾。

この方法は、就業しているものの、資産を有していなかったり、資産を差押えたりすることが妥当でない犯罪者に対して有効であると思われる。また、雇用者が給与差押え命令を理由に被用者の解雇や降格などを行なうことを禁止するとともに、罰則を設けることよつて罰金刑の徴収と犯罪者の社会再統合の両立を図っている点は注目値する。我が国においても、同様の規定を用意し、給与差押えを積極的に活用していくことが求められる。

七、拘禁刑・社会奉仕作業

以上のような手段が不十分であつたり、不可能であつたりする場合には、拘禁刑が予定されている。また、拘禁刑に代えて社会奉仕作業が科されることがある。

地方裁判所判事は、犯罪者に即時の支払のための十分な資産があると考えられる場合、住所不定である場合、又は、犯罪の重大性、犯罪の性質若しくはその他の理由によつて、執行が遅滞なく行なわれる必要がある場合、支払期限を待たずして、拘禁命令を発付することができる⁽¹⁸⁾。また、地方裁判所判事は、コンスタブルの報告書を参考に拘禁命令を発付することもできる。こうした地方裁判所判事による拘禁命令においては拘禁期間が二年以内とされている⁽¹⁹⁾。

拘禁命令を發付した判事は、召喚令状 (summons) を發付するか、逮捕令状の發付により犯罪者を高等裁判所 (High Court) に出廷させる⁽¹⁰⁾。犯罪者が出廷した場合、報告書の斟酌、罰金刑及び損害回復の賦科額を考慮して、社会奉仕作業 (community work) を命ずることができる⁽¹⁰⁾。このとき、罰金刑は免除される⁽¹⁰⁾。また、このときには、拘禁刑が法定されていない犯罪類型により罰金刑が賦科されていた場合でも、社会奉仕命令を科すことができる⁽¹⁰⁾。犯罪者が社会奉仕命令への代替に不服があれば、上訴裁判所への異議申立て権が認められている⁽¹⁰⁾。また、上訴裁判所の判断に不服があれば、最高裁判所への異議申立て権も認められている⁽¹⁰⁾。上訴裁判所又は最高裁判所で社会奉仕命令が破棄された場合、事件は高等裁判所に差戻され、罰金刑の一部減額・全額免除、支払猶予・分割払又は資産売却のいずれかの判断がなされる⁽¹⁰⁾。

犯罪者が拘禁された場合で、犯罪者から支払又は支払の申立てがなされたときには、他の理由での拘禁がなければ、刑務所 (prison) の所長 (Superintendent) は犯罪者を釈放することができる⁽¹⁰⁾。また、一部の支払又は支払の申立てがあつた場合、その割合に応じて拘禁期間が減じられる⁽¹⁰⁾。

一方、書記官は、犯罪者が罰金刑を支払う能力を有していない場合、他の手段が有効とは思われない場合、他の手段を用いても未払の残額がある場合、地方裁判所判事又は地域治安判事に当該事件の状況に関する報告書とともに事件を送付しなければならず、自己の判断又は地方裁判所判事の指示により、地方裁判所判事又は地域治安判事の面前へ出頭するよう犯罪者に命ずることができ、必要があれば、そのための逮捕令状を發付することができる⁽¹⁰⁾。かかる逮捕令状は、コンピュータシステムを通じて警察官又は執行吏により印刷され、執行される⁽¹⁰⁾。執行吏又はカンスタブルは、執行吏が逮捕令状を執行しようとする際に、合理的な理由なくして執行吏に抵抗又は妨害する者を新たな令状なくして身柄を拘束し、地方裁判所判事の面前に連行することができる⁽¹⁰⁾。地方裁判所判事は、抵抗又は

は妨害する者に対して三〇〇NZD (約一万八〇〇〇円) 以下の罰金刑を科しうる。⁽¹²⁾

地方裁判所判事又は地域治安判事の前に出頭した犯罪者は、バリスタ (barrister) 又はソリシタ (solicitor) の代理を受ける権利を有する。⁽¹³⁾ 地方裁判所判事又は地域治安判事が犯罪者によりなされた経済的能力の陳述を考慮して、拘禁令状の発付以外の罰金刑執行の他のあらゆる方法が検討され、試され、それらが不適切又は不成功に終わったことを確認できた場合などには、拘禁刑に代えて社会奉仕命令を科すことができる。⁽¹⁴⁾

犯罪者により経済的能力の陳述がなされないなど、社会奉仕命令の条件を満たさない場合には、拘禁刑が科される。その期間は、拘禁刑が法定されている犯罪で罰金刑が科されていた場合、法定刑の上限が一年以上のときは一年間、法定刑の上限が一年未満のときは当該上限の期間が上限となる。拘禁刑が法定されていない犯罪で罰金刑が科されていた場合、三か月が上限となる。⁽¹⁵⁾ もつとも、拘禁刑が法定されていない交通事故の犯罪者や、犯行当時青少年 (young) であった者には、拘禁刑を科しえない。⁽¹⁶⁾ また、書記官は、支払猶予又は分割払が不調に終わった場合で、犯罪者が地方裁判所判事の面前に出頭しないなどときには、右の期間を上限とする拘禁令状を直接発付することができる。⁽¹⁷⁾ 但し、この令状は、犯罪者によりなされた経済的能力の陳述を考慮して、拘禁令状の発付以外の罰金刑執行の他のあらゆる方法が検討され、試され、それらが不適切又は不成功に終わったことを確認できなかった場合、地方裁判所判事により撤回されることもありうる。⁽¹⁸⁾ このような拘禁刑又は社会奉仕命令に対して、犯罪者は高等裁判所への異議申立て権が認められている。⁽¹⁹⁾

犯罪者が拘禁された場合で、罰金刑の支払がなされたとの書記官の書面による通知がなされたときには、他の理由での拘禁がなければ、刑事施設 (penal institution) の所長は犯罪者を釈放しなければならない。⁽²⁰⁾ また、一部の支払があった場合、その割合に応じて拘禁期間が減じられる。⁽²¹⁾ 社会奉仕命令が執行されている場合で、罰金刑の支

私がなされたとの書記官の書面による通知がなされたときには、プロベーション・オフィサー (probation officer) は、それ以後、社会奉仕命令に服さなくてもよいと犯罪者に対して指示しなければならない。⁽¹⁸⁾

以上のような書記官によってなされる命令又は決定により、影響を受ける犯罪者又はその他の者は、命令又は決定の再審理を求めて地方裁判所判事に異議を申立てることができる。⁽¹⁹⁾

このように、ニュージーランドにおいては、罰金刑の不払に対して、拘禁刑を科しうるものの、最後の手段として他の手段が採りえない場合に初めて用いることが要請されており、犯罪者の事情や態度を考慮し、社会奉仕命令で極力代替しようとする姿勢が窺われる。

これに対して、我が国においては、罰金刑の不払に対して、犯罪者の事情などを考慮する手続がなく、自動的に労役場留置へと移行することとなっている(刑訴法五〇五条・四七二条・四七三条・四八〇条乃至四八二条・四八四条乃至四八九条参照)。このような労役場留置のあり方については、第七章で検討する罰金刑の目的や第八章で検討する罰金刑の量定方法を踏まえて、第一〇章で検討することとしたい。

五、おわりに

以上見てきたように、ニュージーランドにおいては罰金刑の適用の拡大が目指されており、罰金刑の長所から考えて、その方向性自体は妥当であると思われる。問題は、これをどのように実現していくかであり、具体的には罰金刑の目的や量定方法をどのようなものとするにかかっていると云ってよい。いかなる目的でどのように量定を行なうべきかについては、第七章及び第八章で改めて取り上げることとしたい。

また、ニュージーランドにおいては罰金刑の不払に対する手段が多彩に用意されている。言わば、徴収方法及び

執行方法の個別化が図られている。これまで、我が国では、自由刑や保護観察において処遇の個別化を図るべきであるとされてきた。これに対し、罰金刑においては、一回的な支払で済んでしまうこともあって、徴収方法及び執行方法の個別化については強く意識されてこなかった。しかし、犯罪者の収入状況、資産状況及び社会的地位がそれぞれ異なることから、量刑の場面だけでなく、徴収及び執行の場面でも、個々の犯罪者を取り巻く状況を考慮し、最も適切な徴収方法及び執行方法をとることができるようにすべきである。それゆえ、ニュージーランドで採用されている方法を参考に、我が国においても、「徴収方法及び執行方法の個別化」を図るべく多様な手段をとることができるようにすべきである。

- (1) 一九七二年事故補償法 (Accident Compensation Act 1972) が最初の包括的な補償制度を構築した。条文の翻訳として、名古屋不法行為法研究会訳「ニュージーランド事故補償法(一)」名法七九卷(一九七九)三九五頁以下、「同(二)」八〇卷(一九七九)三六五頁以下、「同(三)」八一卷(一九七九)三八七頁以下、「同(四・完)」八二卷(一九七九)二八四頁以下。なお、従前の犯罪被害者に対する国家補償制度については、小川太郎「ニュージーランド一九六三年犯罪被害者国家賠償法抄訳」社会改良九卷三〇四号(一九六五)三五頁以下に条文の抄訳がある。
- (2) 詳述したものとして、浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」加藤雅信編著『損害賠償から社会保障へ』(三省堂、一九八九)四二頁以下、浅井尚子「ニュージーランド事故補償制度の三〇年」判タ一〇二号(二〇〇二)五九頁以下。刑事政策の観点から論じたものとして、千手正治「ニュージーランド事故補償制度——犯罪被害者補償の観点から——」中大研究年報二八号(一九九九)二〇七頁以下がある。

(3) 2001 No.49.

- (4) 例えば、高橋貞彦「修復的司法——アオテアロアの少年司法——ニュージーランドから世界への贈り物」『中山研一先生古稀祝賀論文集第五卷 刑法の展開』(成文堂、一九九七)二四五頁以下、前野育三「被害者問題と修復的司法

——ニュージーランドの Family Group Conference を中心に」犯罪一二三号（二〇〇〇）六頁以下、ジム・コンセデ
インほか著・前野育三ほか監訳『修復的司法——現代的課題と実践——』（関西学院大学出版会、二〇〇二）、藤本
哲也「ニュージーランドにおける修復的司法の最近の動向」戸籍五四九号（二〇〇二）四七頁以下『犯罪学の窓』（中
央大学出版部、二〇〇四）一五八頁以下所収」、藤本哲也「ニュージーランドにおける刑事政策の新動向…成人に対す
る修復的司法協議会の導入」罪罰三九卷二号（二〇〇二）四六頁以下、高橋貞彦「世界の修復正義——ニュージーラ
ンドの修復的司法」罪罰三九卷三号（二〇〇二）四三頁以下、千手正治「ニュージーランドにおける修復的司法の発
展」中大研究年報三三三号（二〇〇三）二二七頁以下、同「ニュージーランドにおける修復的司法——『修復的司法…
審議報告書』における修復的司法の定義——」比較法三七卷一号（二〇〇三）二四〇頁以下、同「ニュージーランド
における修復的司法②——『裁判所関与の修復的司法』ファシリテーター・トレーニング・マニュアル」における修
復的司法の意義——」比較法三七卷三号（二〇〇三）一六七頁以下、藤本哲也ほか「ニュージーランドにおける修復
的司法の一手段としての賠償命令」新報一〇九卷三号（二〇〇二）四七頁以下、千手正治「ニュージーランドにおけ
る修復的司法の発展とマオリ族…一九八九年の家族集団協議会から二〇〇一年の裁判所関与の修復的司法協議会まで」
藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』（中央大学出版部、二〇〇四）四三頁以下、同「ニュージーランドにおける賠償
命令と修復的司法…二〇〇二年の量刑法を踏まえて」藤本編著『諸外国の修復的司法』・前掲八一頁以下、藤本哲也
「ニュージーランドの修復的司法協議会」藤本編著『諸外国の修復的司法』・前掲一一七頁以下などがある。

(5) 例えば、藤本哲也「ニュージーランドの青少年法と青少年司法システムの現状」新報一〇三卷四〇五号（一九九七）
一六三頁以下『刑事政策の諸問題』（中央大学出版部、一九九九）七三頁以下所収」、山口直也「米国とニュージーラ
ンドの少年司法制度」法学セミナー五一七号（一九九八）七八頁以下、高橋貞彦「ニュージーランドの少年法（解説）
——トラプスキアの家族法・第二章」近法四七卷三〇四号（二〇〇〇）三五六頁以下、千手正治「ニュージーランド
における児童・青少年の犯罪行為」JCCD九三号（二〇〇三）二三頁以下、藤本哲也「ニュージーランドにおける
青少年司法の歴史」新報一一一巻三〇四号（二〇〇四）五五頁以下、同「ニュージーランドの『児童、青少年及びそ

- の家族法」藤本編著『諸外国の修復的司法』・前掲注(4)一頁以下、などがある。
- (6) Searle, W., *Court-imposed fines: A survey of Judges* (Ministry of Justice, 2003), p. 3.
- (7) 2002 No. 9.
- (8) 2002 No. 10.
- (9) 解説したものととして、ニュージーランド司法省著・高橋貞彦訳「二〇〇二年量刑判決法」と「二〇〇二年パロール(仮釈放)法」刑事司法制度を改革すること(ニュージーランドの刑事裁判法)「近法五一巻三〇四号(二〇〇四)四三頁以下。また、千手正治「ニュージーランドにおける社会内処遇の新動向——二〇〇二年の量刑法におけるコミュニティ内量刑」JCCD九四号(二〇〇四)二〇頁以下参照。Sentencingの訳は、「量刑」とすることが定着しており、本法も量刑全体を取扱うものであるから、「量刑」と訳出することとする。
- (10) 1985 No. 120. その内容について解説したものととして、佐藤繁實「ニュージーランド一九八五年刑事裁判法」犯非七二号(一九八七)一七九頁以下がある。Criminal Justiceの訳は、「刑事司法」とすることが定着しており、本法も刑事司法全体を取扱うものであるから、「刑事司法」と訳出することとする。
- (11) ss. 26-28 of Criminal Justice Act 1985.
- (12) s. 166 (a) of Sentencing Act 2002.
- (13) ss. 39-41 of Sentencing Act 2002. なお、裁判所は、罰金刑の帰属について、国庫だけでなく、一つ又は複数の特定の相手方と一つ又は複数の特定の支払場所を指定することができる。s. 19 (1) (c) Crimes Act 1961 (1961 No. 43). 具体的には、慈善団体などが想定される。罰金刑が被害者に帰属するとされた場合は、損害回復と実質的に同じ役割を担うこととなる。
- (14) ss. 32-38 of Sentencing Act 2002.
- (15) ss. 45-54 of Sentencing Act 2002.
- (16) ss. 55-69 of Sentencing Act 2002. 詳しく紹介したものととして、千手正治「ニュージーランドにおける社会内処遇

の新動向——二〇〇二年の量刑法におけるロシユニナイ内量刑」JCCD九四号(二〇〇四)二〇頁以下がある。

- (17) ss. 81-86 of Sentencing Act 2002.
- (18) ss. 87-90 of Sentencing Act 2002.
- (19) ss. 97-99 of Sentencing Act 2002. 詳細については、拙稿「ニュージーランドの不定期刑」関法五八卷一号(二〇〇八)九二頁以下参照。
- (20) ss. 112-123 of Sentencing Act 2002.
- (21) ss. 124-126 of Sentencing Act 2002. 詳細については、拙稿「更生保護法は保護観察の特別遵守事項の独立の刑事制裁化を促進すべき——ニュージーランドの交際禁止命令を素材に——」関法六〇巻二号(二〇一〇)一頁以下参照。
- (22) ss. 127-142 of Sentencing Act 2002.
- (23) Abolition of the Death Penalty Act 1989 (1989 No 119). Repealed ss. 14-16 Crimes Act 1961.
- (24) Lawrence, M., *Legal Studies — A First Book on New Zealand Law (5th Edition)* (The Dunmore Press, 1998), p. 67.
- (25) s. 7 (1) of Sentencing Act 2002.
- (26) s. 7 (2) of Sentencing Act 2002.
- (27) s. 8 (a), (b), (f), (h), (i), (j) of Sentencing Act 2002.
- (28) s. 9 (1), (4) (a) of Sentencing Act 2002.
- (29) s. 9 (2), (4) (a) of Sentencing Act 2002. 但し、善意で医療目的のために薬物又は物質 (substance) が利用された場合以外で、犯罪遂行時にアルコール又はあらゆる薬物若しくは物質の自発的な消費又は使用により犯罪者が影響を受けていたときには、知的能力又は理解力の低下を減輕事由として考慮することは許されなく。s. 9 (3) of Sentencing Act 2002.
- (30) s. 10 (1), (3) of Sentencing Act 2002.

- (31) s. 10 (2) of Sentencing Act 2002. 賠償などの実現が完了した上で刑事制裁の賦科又はその程度を決定するため、裁判所は賠償などの実現が完了するまで量刑判断を行わないことが認められている。s. 10 (4) of Sentencing Act 2002.
- (32) s. 8 (c), (d), (e), (g) of Sentencing Act 2002.
- (33) ニーターランズの刑事裁判の流れに関する簡潔な述べたものとして、Lawrence, *supra* note 24, at 60-62. また、道谷卓「ニーターランズの刑事手続について」大阪経法大法研紀要二五号（一九九七）七五頁以下、七八―八二頁。
- (34) ss. 3-11H, 28A-28J of District Courts Act 1947 (1947 No. 16); ss. 3-9 of Justices of the Peace Act 1957 (1957 No. 89); s. 17 of Juries Act 1981 (1981 No. 23).
- (35) ss. 3-27 of Judicature Act 1908 (1908 No. 89); ss. 361A-361C of Crimes Act 1961; s. 17 of Juries Act 1981.
- (36) ss. 57-63 of Judicature Act 1908.
- (37) ss. 6-32 of Supreme Court Act 2003 (2003 No. 53).
- (38) Lawrence, *supra* note 24, at 62.
- (39) Lawrence, *supra* note 24, at 62.
- (40) 2003 No. 53.
- (41) s. 26 (1) of Criminal Justice Act 1985.
- (42) s. 26 (3) of Criminal Justice Act 1985.
- (43) 1993 No. 43.
- (44) s. 11 of Criminal Justice Act 1985.
- (45) Hodge, W. C., *Doyle and Hodge Criminal Procedure in New Zealand Third Edition* (Law Book Company, 1991), p. 175; Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *Review of Monetary Penalties in New Zealand* (Ministry of Justice, 2000), pp. 31, 104-105.

- (46) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 45, at 23-24.
- (47) Searle, *supra* note 6, at 1-2. 最新の数値を入手しようと試みたが、近時、罰金刑の数値と被害弁償の数値などが金銭的制裁全体の数値としてまとめて公表されるようになったため、個別の数値を入手できなかった（以下、本章におよぼす）。
- (48) 1996 No 13.
- (49) Searle, *supra* note 6, at 2-3.
- (50) Searle, *supra* note 6, at 11-35.
- (51) Searle, *supra* note 6, at 3, 36.
- (52) Searle, W. et al., *Talking about sentences and crime: The views of people on periodic detention* (Ministry of Justice, 2003), pp. 60-61.
- (53) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 45, at 24-25.
- (54) Searle, *supra* note 6, at 11.
- (55) s. 13 (1) of Sentencing Act 2002.
- (56) s. 13 (1) (a)-(d) of Sentencing Act 2002.
- (57) s. 14 (1) of Sentencing Act 2002.
- (58) s. 14 (2) of Sentencing Act 2002.
- (59) Searle, *supra* note 6, at 39.
- (60) 従来、定額罰金制度と呼ばれることが多かったが、「定額」とすると、一律の額が科されるかのような誤解を招きかねないため、実態に即して、「総額」の語を用いることとする。
- (61) 詳細に検討したものととして、例えば、牧野英一「罰金日割制について（一）」季刊刑政六卷二号（一九五八）三九頁以下、同「同・（二、完）」六卷三号（一九五八）二七頁以下、平野龍一「日数罰金と罰金分納」警研三三卷五号（一

- 九六一)三七頁以下(『犯罪者処遇法の諸問題 付・死刑 増補版』(有斐閣、一九八二)所収、一四五頁以下)、森下忠『刑法改正と刑事政策』(一粒社、一九六四)四五頁以下、宮澤浩一「日数罰金制の意義と現実——西ドイツの新刑法典を中心にして——」四九卷一号(一九七六)六一頁以下、坂田仁「スウェーデンにおける罰金制度の沿革——日数罰金を中心にして——」法研六三卷四号(一九九〇)二〇頁以下、井田良「ドイツにおける日数罰金刑」森下忠先生古稀祝賀『変動期の刑事政策 下巻』(成文堂、一九九五)七〇三頁以下などがある。
- (62) 一九九二年に導入されたが、一年を経ずして廃止された。詳細に検討したものとして、例えば、瀬川晃「イギリスの単位罰金制度の成立と廃止」同法四五卷六号(一九九四)一頁以下(『イギリス刑事法の現代的展開』(成文堂、一九九五)所収、一二三頁以下)、奥村正雄「イギリスにおける単位罰金制度の仕組」同法四五卷六号(一九九四)一八頁以下、青木紀博「イギリスにおける単位罰金制度——導入の経緯について——」同法四五卷六号(一九九四)四二頁以下などがある。
- (63) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 45, at 104.
- (64) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 45, at 104-107.
- (65) Ministry of Justice Criminal Justice Policy Group, *supra* note 45, at 108. 隣国オーストラリアにおいても、消極的な見方が強³⁶。 See Edney, R., et al., *Australian Sentencing: Principles and Practice* (Cambridge University Press, 2007), p. 366.
- (66) s. 40 (1), (2) of Sentencing Act 2002. s. 27 (1) of Criminal Justice Act 1985 と同様の規定を有していた。
- (67) s. 40 (4) of Sentencing Act 2002.
- (68) s. 39 (1), (2), (3) of Sentencing Act 2002.
- (69) s. 39 (4) of Sentencing Act 2002; s. 7 (1) (b) (i), (2) (b) of Summary Proceedings Act 1957 (1957 No. 87).
- (70) s. 28F (1), (2) (b), (3), (4) (a) (i) of District Courts Act 1947.
- (71) s. 41 (2) of Sentencing Act 2002; s. 82 (1) of Summary Proceedings Act 1957.

- (72) s. 41 (3) of Sentencing Act 2002; s. 82 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (73) s. 41 (1) of Sentencing Act 2002.
- (74) s. 82 (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (75) s. 82 (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (76) s. 42 of Sentencing Act 2002.
- (77) s. 82 (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (78) s. 42 of Sentencing Act 2002.
- (79) s. 80 of Summary Proceedings Act 1957.
- (80) s. 83 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (81) s. 19 (1) (a) of Crimes Act 1961; s. 81 (1) (a) of Summary Proceedings Act 1957.
- (82) s. 19 (1) (b) of Crimes Act 1961; s. 81 (1) (b) of Summary Proceedings Act 1957.
- (83) s. 84 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (84) s. 19 (2) of Crimes Act 1961; s. 81 (2) of Summary Proceedings Act 1957. See ss. 86 (4), 86A (6) of Summary Proceedings Act 1957.
- (85) 「徴収金にいて納付義務者から納付すべき金額の一部につき納付の申出があったときは、徴収主任は、事情を調査し、その事由があると認めるときは、一部納付願を徴して検察官の許可を受ける」(徴収事務規程一六条前段)、「前条前段の規定は、徴収金にいて納付義務者から納付延期の申出があった場合に準用する」(同規程一七条一項本文)。
- (86) <http://www.justice.govt.nz/ministry/collections.html>.
- (87) s. 85 (1), (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (88) s. 19C (1) of Crimes Act 1961.
- (89) s. 19C (1) of Crimes Act 1961.

- (6) s. 19D of Crimes Act 1961.
- (15) s. 19D (1) of Crimes Act 1961: s. 88 (3) (h) of Summary Proceedings Act 1957.
- (22) s. 88B of Summary Proceedings Act 1957.
- (23) 輯録「コンス・ヤーン・ノーノナル『スマホーテンじおちる罰金刑の不払に於ける拘禁刑』」関法五五卷六号（二〇〇六）二〇一頁以下、二〇六—二〇七頁。
- (24) s. 19D (1) of Crimes Act 1961: s. 88 (3) (h) of Summary Proceedings Act 1957.
- (25) s. 88 (3) (g) of Summary Proceedings Act 1957.
- (26) s. 86 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (27) s. 86A (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (28) s. 86A (2) (b), (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (29) s. 87A (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (30) s. 87A (1) (b), (c), (f) of Summary Proceedings Act 1957.
- (31) s. 87A (1) (a) of Summary Proceedings Act 1957.
- (32) s. 87A (1) (a) of Summary Proceedings Act 1957.
- (33) ss. 83 (2) (c), 87B (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (34) ss. 87 (1) (c), 88 (3) (a), (f) of Summary Proceedings Act 1957.
- (35) ss. 87 (1) (c), 87B (2), (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (36) s. 87J (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (37) s. 87F (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (38) s. 87B (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (39) s. 87B (4) of Summary Proceedings Act 1957.

- (110) ss. 87 (2), 87D (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (111) s. 87D (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (112) s. 87C (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (113) s. 87C (4) of Summary Proceedings Act 1957.
- (114) s. 87C (1), (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (115) s. 87H (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (116) s. 87H (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (117) s. 87H (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (118) s. 87G of Summary Proceedings Act 1957.
- (119) s. 87I of Summary Proceedings Act 1957. 制裁金の額は、原則として、未控除額の10%と5NZD (約300円) の大きいほうを加算される。 s. 87I (2), (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (120) s. 87I (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (121) s. 19B of Crimes Act 1961.
- (122) s. 19D of Crimes Act 1961.
- (123) s. 88 (3) (fa) of Summary Proceedings Act 1957; s. 96A of District Courts Act 1947.
- (124) ss. 83 (2) (a), 87 (1) (a), 88 (3) (a), (f), 93, 94 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (125) s. 94 (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (126) s. 94 (4) of Summary Proceedings Act 1957.
- (127) 1999 No 126.
- (128) s. 94A (1) of Summary Proceedings Act 1957.

- (129) s. 94A (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (130) s. 94 (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (131) s. 94B (1), (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (132) s. 94B (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (133) s. 94B (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (134) s. 94B (4) of Summary Proceedings Act 1957.
- (135) s. 102 of Summary Proceedings Act 1957. 資産の差押え又はその後の処置に関する行為から生じた損害について
か、同様之個人への責任を負ふこと。
- (136) s. 95 of Summary Proceedings Act 1957.
- (137) s. 95 of Summary Proceedings Act 1957.
- (138) ss. 87 (2), 94 (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (139) s. 98 of Summary Proceedings Act 1957.
- (140) s. 100 of Summary Proceedings Act 1957.
- (141) ss. 96 (1), 97 of Summary Proceedings Act 1957.
- (142) s. 96 (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (143) s. 97 of Summary Proceedings Act 1957.
- (144) s. 99 of Summary Proceedings Act 1957.
- (145) s. 101 of Summary Proceedings Act 1957.
- (146) ss. 87 (1) (b), 88 (3) (a), (f), 105 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (147) s. 79 of Summary Proceedings Act 1957.
- (148) s. 105 (3), (5), (6) of Summary Proceedings Act 1957.

- (16) s. 87AA (1), (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (15) s. 105 (4) of Summary Proceedings Act 1957.
- (14) ss. 103 (1), 104 of Summary Proceedings Act 1957.
- (13) s. 104A of Summary Proceedings Act 1957.
- (12) s. 106 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (11) ss. 87 (2), 106 (2), (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (10) s. 106 (6) of Summary Proceedings Act 1957.
- (9) s. 106A (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (8) s. 106A (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (7) s. 19B of Crimes Act 1961.
- (6) s. 19D of Crimes Act 1961.
- (5) s. 19E (1) of Crimes Act 1961.
- (4) s. 19DA (1) of Crimes Act 1961.
- (3) s. 19DA (2) of Crimes Act 1961.
- (2) s. 19DA (4) of Crimes Act 1961.
- (1) s. 19DA (3) of Crimes Act 1961.
- (16) s. 19DA (5) of Crimes Act 1961.
- (15) s. 19DA (7) of Crimes Act 1961.
- (14) s. 19DA (6), (7) of Crimes Act 1961.
- (13) s. 19E (2) of Crimes Act 1961.
- (12) s. 19E (3) of Crimes Act 1961.

- (170) ss. 83 (2) (b), 88 (1), (3) (b), (f), (3AAA), 106E (3) of Summary Proceedings Act 1957. 禁命令が適用可能に必要と認められる思惟を有する場合は、地方裁判所判事に事件を送付しなければならない。 s. 88 (3AAA) of Summary Proceedings Act 1957.
- (171) s. 88 (1A), (1B) of Summary Proceedings Act 1957. See s. 102B of Summary Proceedings Act 1957.
- (172) s. 102A (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (173) s. 102A (2) of Summary Proceedings Act 1957.
- (174) s. 89 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (175) ss. 88 (3) (c), 106E (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (176) s. 90 of Summary Proceedings Act 1957.
- (177) s. 88 (3AA) of Summary Proceedings Act 1957.
- (178) ss. 83 (2) (b), (3A), 92 of Summary Proceedings Act 1957.
- (179) ss. 83 (3), 106E (2), (5) of Summary Proceedings Act 1957.
- (180) s. 89 (2), (3) of Summary Proceedings Act 1957.
- (181) s. 91 (1) of Summary Proceedings Act 1957.
- (182) s. 92 of Summary Proceedings Act 1957.
- (183) s. 91 (3), (4) of Summary Proceedings Act 1957.
- (184) s. 106F of Summary Proceedings Act 1957.